

ISS Discussion Paper Series J-170

明治期郵便貯金制度の歴史的展開
—大衆資金動員システム形成に関する試論—

2008年

J-170

田中 光

(東京大学大学院経済学研究科)

hikaru_tanaka@hotmail.com

一 はじめに

本稿は、日本の工業化を周縁から支えてきた個人貯蓄が、どこから、またどのように生じてきたのかという問題を、明治期の郵便貯金制度に焦点をあてながら考察するものである。

古典的な見解では、戦前の日本資本主義といえ、軍事関連工業と巨大財閥に象徴される、政府と民間の一部への資本集中による工業化に焦点が当てられてきた¹。だが工業化初期の日本においては、教育やインフラなど社会資本の整備も同時に目ざましい。すなわち、政府と日本銀行によって支えられる重工業投資と産業金融の流れ²以外にも、資金ルートが存在したものと考えられる。

既に従来指摘されてきたように、日本はその工業化初期、すなわち 20 世紀転換点前後の時期に、ロストウのテイクオフ仮説の証左と見えるような 10%程度への貯蓄率水準の上昇を経験している³。また、その貯蓄の構成主体は、政府ではなく主に民間部門、民間の中でも企業ではなく個人部門だった。(表 1・表 2)

表 1 国内貯蓄の政府・民間構成比

年度	民間貯蓄	政府貯蓄	国内貯蓄	国内貯蓄中構成比	
				民間	政府
1873-1877	49.4	10.2	59.6	83%	17%
1878-1882	-3.1	25.8	22.7	-14%	114%
1883-1887	15.8	26.8	42.6	37%	63%
1888-1892	29.2	26.9	56.1	52%	48%
1893-1897	123.9	-23.2	100.7	123%	-23%
1898-1902	155	20	175	89%	11%
1903-1907	501	170	671	75%	25%
1908-1912	416	150	566	73%	27%
1913-1917	777	258	1035	75%	25%
1918-1922	1910	411	2321	82%	18%
1923-1927	1951	784	2735	71%	29%

金額単位＝百万円 数値は五年平均

民間貯蓄＝預金＋保険＋通貨及び預金通貨＋有価証券＋社内留保

出典) 江見康一他『長期経済統計 5 貯蓄と通貨』東洋経済新報社、1988年、表 3-1a

表 2 民間貯蓄の主体別構成比

年度	個人貯蓄	法人貯蓄	民間貯蓄	民間貯蓄中構成比	
				個人	法人
1906-1907	356	17	373	95%	5%
1908-1912	400	16	416	96%	4%
1913-1917	668	109	777	86%	14%

1918-1922	1928	-18	1910	101%	-1%
1923-1927	1986	-25	1951	102%	-1%

数値は 1906-1907 を除いて五年平均 金額単位=百万円

出典) 江見康一他『長期経済統計 5』表 3-2

そして個人貯蓄を左右する家計貯蓄率の貯蓄性向は、貯蓄率は国民総生産の成長と連動して変動するものと仮定すると、1900 年を境として統計的に 1%水準で有意な変化が生じている⁴。(表 3) 変化が生じなかったという仮定、あるいは日清戦後恐慌の起きた 1897 年以降日露戦争期を含む 1910 年まで各年度別に、貯蓄性向の変化が起きたという仮定を立てて検討した所、検定した 14 件とも、1900 年に変化が生じたとした場合の決定関数を上回る検定結果は得られなかった。すなわち 20 世紀突入後の貯蓄率の相対的安定性と高位性は、家計貯蓄の貯蓄性向の変化によってもたらされたと考えられる。

表 3 貯蓄性向の変化の有無に関する家計貯蓄率 (三年移動平均) の回帰分析の結果

重相関 R	0.772824		
重決定 R ²	0.597257		
補正 R ²	0.582612		
	係数	t	P-値
切片	-3.30598	-1.8482	0.069952783
GNP 成長率(三年移動平均)	0.799256	8.502575	0.00000000001
ダミー変数 (貯蓄性向変化の有無)	5.223	2.800091	0.007034714

原数値は江見康一他『長期経済統計 5』、大川一司他『長期経済統計 1』による。

つまり 20 世紀転換点前後を境として、日本経済には通常の金融ルート、すなわち株式会社場や日本銀行を頂点とする大銀行などの資金ルートの他に、個人貯蓄という個々では零細な、しかし全国民単位で集積すれば十分に巨額な資金のルートが存在するようになった。大衆零細資金とでも呼ぶべきこの資金源は、様々な金融機関に分散して預け入れられていたと考えられるが、その代表として郵便貯金のみを考えた場合でも、既に 1910 年には GNP の 4%以上、政府支出総額の 10%以上に相当する資金が集積しており、その後も着実に預貯金は成長し続けた。(表 4)

表 4 預貯金規模の推移

年度	預貯金総額 /GNP	預貯金総額 /政府支出	郵便貯金総額 /政府支出	郵便貯金 /GNP
1885	4.2%	37%	13%	1.4%
1890	6.9%	61%	16%	1.8%
1895	13.1%	71%	10%	1.9%
1900	24.0%	125%	5%	1.0%
1905	32.7%	97%	5%	1.8%
1910	45.5%	120%	11%	4.3%

1915	54.7%	235%	21%	4.8%
1920	59.5%	240%	22%	5.6%
1925	76.8%	275%	26%	7.2%
1930	117.9%	150%	45%	18.0%
1935	119.2%	124%	41%	19.3%
1940	126.5%	162%	44%	20.1%

出典) 大川一司他『長期経済統計1』、江見康一他『長期経済統計5』、郵政省『郵政百年史資料30巻』

個人貯蓄、それも従来等閑視されてきた零細貯蓄の形成を重要視する立場から、本稿は1874年から開始された郵便貯金制度を重要視する。国立銀行条例制定のわずか二年後、中央銀行すら存在しない金融制度の未整備状態の中で、事実上初の大衆向け貯蓄機関たるべしとして設立された郵便貯金制度は、現在に至るまで日本経済の中で代表的な個人向け貯蓄機関であるからである。

先行研究の中で郵便貯金と個人貯蓄はどのように日本経済の中に位置づけられてきたのか。第二次世界大戦後の高度経済成長をまたず、既に戦前の時点で郵便貯金は大規模な貯蓄収集機関だった。故に戦前から、その利用者の傾向や資金の運用法について、研究が始められている。代表的なものは1931年大内兵衛の「郵便貯金における小市民性とその社会性の矛盾」⁵であろう。

大内は郵便貯金制度を「日本における最も成功せる国家企業」⁶であると評し、その預金の中心となるものは「中小市民、中小農民の生活費の一時的余裕金」であると分析した。そして彼等「半プロレタリア」がそうした貯蓄を保有するのは、「人間がもち得るところのあらゆる敬虔的な念願——冠婚葬祭におけるそれぞれの儀礼をつくさんがためと云ったことより、立身出世のための学資、独立自営の生活のための資金、所謂生業上に必要な器具、機械の購入等々」のためであり、なぜそれを郵便貯金に預け入れるのかといえば、郵便貯金が他の金融機関と比べて「安全の点において最も信頼するに足るがため」であると指摘している⁷。しかし大内論文は、基本的には1930年代の同時代の郵便貯金についてのものである。したがって、大内が指摘した郵便貯金の零細性と大衆性が、その制度創設当時から成立していたのか、また金融恐慌時などの特殊な状況下でも郵便貯金の性質は変わらなかったのか、これらの問題は確認されなかった。

このような残された課題に取り組んだのが、寺西重郎⁸や迎由理男⁹の研究である。彼らの研究は、郵便貯金の設立初期や金融恐慌時の金融諸機関の預貯金の分析を通じて、郵便貯金＝零細貯蓄と繋ぐことは必ずしもできないことを、異なる立場から示した。

郵便貯金の零細性、大衆性という定義全体に対して強い反論を試みたのは寺西である。寺西は主に1920年代から30年代の金融機関の預金動向の分析を通じて、1927年の金融恐慌時には破綻した地方銀行の預金の多く、つまり「かなりの高額貯金が銀行から郵便貯金にシフトした」事を指摘し、当該時期の郵便貯金の零細性に疑問を呈した¹⁰。また寺西は、1905年から1931年にかけて郵便貯金が「徐々に零細化が進行した」事を認めるものの、基本的には「郵便貯金の零細性という規定を額面通り受けとることはかなり危険」であると評価している¹¹。寺西は中小商工業者の危険回避的な資産選択の結果として、彼らの「かなり高額の資金が郵便貯金を安全な資産形態として保有」¹²されていた可能性が高いと指摘

し、郵便貯金＝大衆零細貯蓄という大内以来の見解を否定しようと試みた。

迎は郵便貯金の零細性が、設立初期からの性質であったのかを検討した。郵便貯金制度設立初期から明治 20 年代後半、つまり 20 世紀に入る直前まで、郵便貯金利用者には官吏、商業者などが多く、郵便貯金は富裕者層からの高額な貯蓄を扱っていた事を示した。

ただしそれ以降の時期については、郵便貯金は零細化し、「郵貯は…中小農や小商業、換言すれば小商品経済に基礎を置く人々の零細な貯蓄によって支えられていたわけである」と述べ、それらは「資本の運動の外部に生ずる資金で、景気循環に直接的には左右されない資金であり、その動向はいうまでもなく貯蓄率の高さと個人所得の趨勢によって規定される」ものであったと指摘した。また、20 世紀突入以後の郵便貯金については、「とりわけ農民の貯金が多いという意味で、農村の貯金であったとあってよい」という評価も加えている。

迎、寺内両氏の研究は、大内の研究以来、常に大衆零細貯蓄の集積であると見なされてきた郵便貯金が、少なくともその設立初期および金融恐慌時には、かなりの大口利用者によってその動向を左右されていた事を示している。

こうした中、杉浦勢之の一連の研究¹³は、郵便貯金設立初期からその全国的な拡大期、大衆零細貯蓄機関としての政策設定と大口利用者中心の実態という、当時の目標と現実との乖離により強く焦点を当てている。杉浦は「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」では、主に 1890 年代から 1900 年代の郵便貯金の動向を詳細に分析し、1890 年代後半における貯蓄銀行等の他の民間貯蓄金融機関の拡大と 20 世紀に入る直前期までの郵便貯金の不振の要因、1898 年から行われた政府側の貯蓄奨励政策の政策上の位置づけなどを論じた¹⁴。さらに彼は、別稿「日露戦後の郵便貯金の展開と貯蓄奨励政策」と合わせ、日露戦前から日露戦中に郵便貯金利用者の傾向が転換したのであって、郵便貯金の大衆化の流れが決定的になったのは日露戦後ではなかった事を示した。つまり日清戦後から日露戦後にかけての時期は、郵便貯金が一部の高額所得者のものから一般民衆のものへと変わる時期だったのである。

これらの先行研究の成果を踏まえると、20 世紀転換点前後に生じた郵便貯金の小口化と大衆化は、郵便貯金の性質が大衆零細貯蓄の集積と見なされるようになる上で決定的な変化であったことがわかる。そしてその変化は、先程統計上で確認したように、個人の貯蓄性向が変化したタイミングと、機を一にしている。この同調は偶然とは考えられない。つまり、郵便貯金を代表とする個人向け貯蓄機関の発展を迫る事は、工業化初期における日本の個人貯蓄の形成過程を迫る事だと言う事ができる。

二 個人少額貯蓄形成の嚆矢としての郵便貯金制度

1. 郵便貯金設立の目的と初期の動向

まず郵便貯金がどのような目的をもって設立され、初期のその実態がどのようなものであったのかを確認しておこう。

1874 年、後の郵便貯金制度である「貯金預り規則」が制定された¹⁵。その制定過程に作成された文書は、その規則の持っていた政策意図をよく表している。

「七年八月三十一日

郵便寮人民の貯金預り規則を施行す

内務省伺

細民をして節儉の余金を蓄積せしむるは、其の資産を保し、厄を護し且つ風俗をも厚するの一端にして則政府義務上の一部分と被存候間、英国政府ポストオフキスセーヴキングスバンクスの法に模擬し、別冊貯金預り規則相撰、右施行の事務は駅通頭に任して可為掌と存候間、御詮議を以て速に御制可相成候様仕度依之別冊規則其他相添此段相伺申候也

三月十三日 内務」¹⁶

まだ中央銀行すらなく¹⁷民間銀行も少なく¹⁸、金融制度が整備されているとはいいがたい状態での国営の個人向け貯蓄機関制度の導入は、この年にイギリスから帰国した駅通頭前島密の尽力の結果だった。

イギリスでは1861年に、世界初の試みである郵便貯金制度が、長年の議論の末に設立されていた¹⁹。当時イギリスでは、労働者階級が少額の貯蓄を保有することは、彼らの生活を安定させる事に役立ち、救貧法の代替物となりうると考えられていた。既に18世紀に、ダニエル・デフォーやジェレミ・ベンサムといった人々が、安定的な個人零細貯蓄を収集する機関の必要性を訴えている。それは「…酔っぱらいにその妻子の世話をみさせ、放蕩者に雨の日のための蓄えをさせ、怠け者を勤勉にし、軽率な…人を注意深く将来に備えさせる」²⁰のものであると考えられていたのである。

だが実際には、そうした零細貯蓄を収集する友愛組合などの民間組織はしばしば不安定で、その破産は頻繁に起こった。そのため、人々の生活安定を図るために、政府による安定的な貯蓄機関が必要であるという流れになった²¹。前島密自身が英国人から聞いたところによれば、当時イギリスでは「政府の貯金預所を開設するの挙は、啻に経済風俗の二点を善良ならしむるのみならず、正に真理公道によりて施行する濟貧賑窮の良法恩典」²²であると考えられていたという。

もっとも、政府の事業といっても、その財源としての役割は当初、期待されていなかった。むしろイギリスでは、前大蔵大臣自ら、郵便貯金立法化にあたって、そのような余資が政府内に入り込む事はかえって不便であるという反対意見を議会で述べている²³。

したがって、英国の制度を模倣した日本においても、郵便貯金制度は初め社会保障の機能の一部を担うものとして登場した。当時の政府の意識は、「貯金預り規則」施行にあたって新聞に掲載された公告からうかがうことができる。

「公告

一 凡窮苞陋衢に住する小民も皆万物の靈として之を尊む所以の者は健康にして予め疾病の患を防ぎ壯時に方て老後を慮り能く其生計を經營し吾独立の権を保存するを以てなり、然るに下等一般の民人朝に在て夕を謀らず、得れば即ち之を費し甚しきは節儉貯積を以て恥と為すの風あるに至れり、故に一旦病に罹り或は老て親族なければ妻子を餒し其身を凍し自ら窮苞の極に陥り竟に他人の累を為す、実に歎息の至りならずや、豈万物の靈たるべけんや。因て今般小民の為め貯金預局を設けられ此民人をして能く節儉の風を興し余金あらば之を貯蓄し其健時壯時に在て凍餒の難を防ぎ兼て産業資本を堅ふし其独立の生を畢へ人の靈たる所以のものを大に満足せしめんため、老少男児何人に限らず、金十錢以上は預け得べく、且其元利共増殖すべく、また何時にても請取得べき最も自由にして安全なる規則方法を御制定内務卿の保証を以て駅通頭之を掌り…郵便役所に於て事務を開き漸次…各地に広く施行すべし。請ふ区戸長教員お

よび傭主たる者、篤く此挙の盛意を戴き、能く此規則を弁了し、小民生徒僕婢を教諭し以て恒産あらしめ以て風俗を厚ふせんことを …

駅通頭 前島密」²⁴

郵便貯金は高所得者層ではなく中下層を対象とした個人向け貯蓄機関として設立された。それは個人の零細貯蓄というものの機能が、現在の家計においても考慮される老後の安定や緊急時の備え²⁵といった、社会保障制度の代替的なものであると、当時政府に認識されていたことを裏打ちする。日本でもイギリスでも工業化の初期において、政府による貯蓄行動の奨励と援助が見られたが、それは個別の家計、とりわけ中低所得者による個人貯蓄の保有が、たとえそれが零細なものであったとしても、政府が直接には用意することのできない社会保障制度の役割を果たす事ができるものであると考えられていたためであった。日本の場合の、年率 3 分と低い利率での制度開始も、預ける事による利殖ではなく、備蓄する事そのものを目的としていたからであると考えられる²⁶。

しかしこのような政府の意図にも関わらず、設立当初の郵便貯金の成長は捗々しくなかった²⁷。前島密自ら東京市内で人々に金銭を配り、貯金を行わせるといった直接手段を試みているが、それも小規模なもので終わっている²⁸。もっとも、1875 年に制度を施行した段階では、貯金を取り扱う郵便局は東京・横浜圏内の 19 局のみであり、加えて金利は市中金利より不利と、全国的な普及には困難な条件が重なっていた事も確かである。

中央政府もこれらの欠点の解決を試みてはいる。特定三等局制度と呼ばれる、民間人——比較的富裕な層²⁹——に事実上ほぼ無償で家屋・労働力を提供させ郵便局として機能させる制度の導入に伴い、貯金取扱局自体は、郵便局総数そのものが全国的に拡大する中で着実に増えていった³⁰。(表 5) また金利についても、その利率はほぼ毎年のように改定され、結局 1881 年までには年 7 分 2 厘にまで上昇させている³¹。

表 5 個人貯蓄取扱金融機関の拡大

	郵便局総数	三等郵便局数	貯金取扱局	国立銀行	私立銀行
1875	3 815	3 612	22	4	0
1880	5 036	4 733	810	151	38
1885	4 795	n.a.	4 338	139	217
1890	4 134	3 540	2 804	134	272
1895	4 240	3 626	3 030	133	908
1900	4 798	3 782	4 930	—	2 289

出典) 迎由理男『郵便貯金の発展とその諸要因』国際連合大学 (1981) 第 17 表
寺西重郎『日本の経済発展と金融』岩波書店 (1982) 36 頁

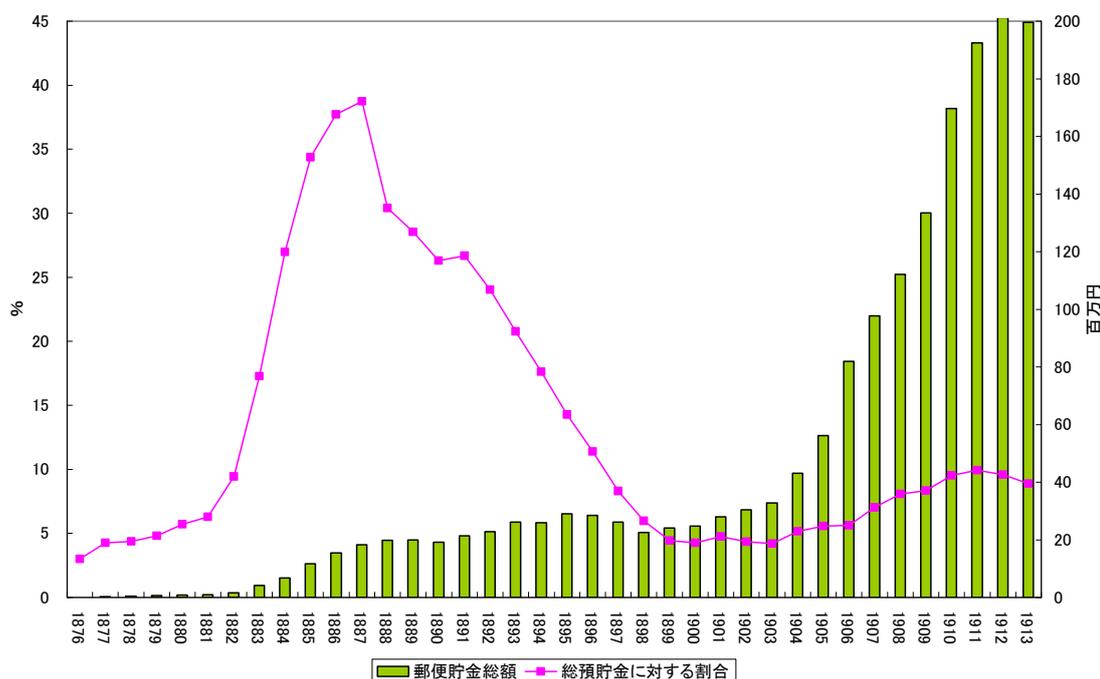
2. 大口金融機関としての郵便貯金の拡大

しかし 1880 年代に入り、こうした郵便貯金の初期の停滞は、いわゆる松方デフレが日本経済を襲う中で拡大基調に転じた。(図 1、図 2)もっとも 1880 年代の郵便貯金の拡大は、デフレの中で市中金利が下落する中、郵便貯金の固定的な 7.2%という金利が有利になったために、商業資本や富裕層の貯蓄が流入したために生じたものだった。1884 年、国民一人当たり所得が 16 円前後という時代に、一口座あたりの平均貯金額が 39 円という高額にの

ぼっている。1890年に施行された郵便貯金条例の閣議請議の過程を見ると、当時の逓信官僚の認識上にも事態が意識されていた事がわかる。

「…元来郵便貯金の事たる細民に貯金を奨励して之を保護する目的を以て設けたるものにして、決して富民巨額の貯金を預かるために設けたるものにあらず。然るに…往々富民の利用する処となり、甚しきは一時金融の都合に依り巨額の商業資本を郵便貯金となすが如き傾向なきにあらず。之れ啻に其趣意に背くのみならず、政府に於ても返還期の定まらざる多額の金を国庫に預るは理財上得策にあらざるべし、茲を以て郵便貯金は細民小額の余財を預るものたるの実を顕さん…」³²

図1 郵便貯金規模の推移



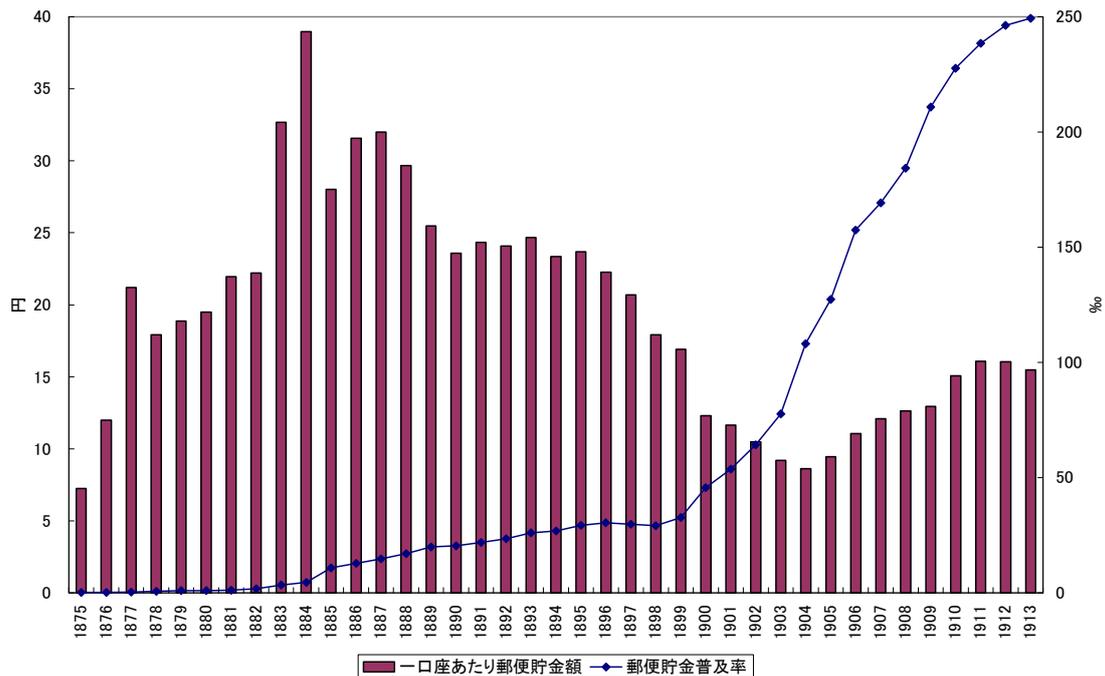
総預貯金＝定期性預金＋当座性預金（郵便貯金を含む）の残高

総貯蓄性預金＝定期性預金＋郵便貯金の残高

出典) 江見康一他『長期経済統計5』第4表

郵政省『郵政百年史資料 30 卷 郵政統計資料; 逓信局統計書 郵政百年史資料総目次』吉川弘文館 (1971)、貯第5表

図2 郵便貯金普及の趨勢



郵便貯金普及率（‰）＝人口千人あたり郵便貯金口座数

出典）郵政省『郵政百年史資料 30 巻 郵政統計資料; 郵便局統計書 郵政百年史資料総目次』吉川弘文館（1971）、貯第 5 表

大川一司他『長期経済統計 1 国民所得』東洋経済新報社（1974）、第 1 表

このように 19 世紀末の郵便貯金の設立初期には、郵便貯金は政府の当初の目論見にも関わらず、社会保障の役割を一部果たす中下層所得者向け貯蓄機関にはなれなかった。中層から下層の一般人民がこの時期に、何らかの近代的貯蓄機関に個人零細貯蓄を形成したふしはない。この時期に政府が創設したこの個人向け貯蓄機関に呼応し、行動を起こしたのは、農村部の「地方名望家」³³と呼ばれる人々を含む、相対的な富裕層だった。

もちろんこの時期には、1876 年の国立銀行条例の改正、1895 年の貯蓄銀行条例改正³⁴などによって、制度的な整備が行われると共に銀行の興隆が起こり、民間の貯蓄機関の整備も進んだ。1890 年代には企業勃興に伴い、「地方名望家」である事が多かった三等郵便局長が、郵便局長を辞して地方銀行の設立に関わる事も多かった³⁵。その意味では、他の民間金融機関に先んじて全国的に展開していった郵便貯金制度は、農村部の高所得者層の中に、個人貯蓄の形成にあたって、近代的金融機関の利用という習慣を形成するのに一役買った可能性もある。とはいえ結局 1897 年に至るまで、全国的な貯蓄行動によって形成される零細貯蓄は、もっとも普及していた近代金融機関である郵便貯金にすらあまり集積しなかった。

「多数細民をして郵便貯金の特質を知らしむるに力めざるが如きの観」³⁶があるという、政府の広報と施設の普及における努力不足が指摘される部分もあったにせよ、個人零細貯蓄が 19 世紀中にはほとんど形成されなかった要因の一つには、「下等一般の民人朝に在て夕を謀らず、得れば即ち之を費し甚しきは節儉貯積を以て恥と為すの風あるに至れり」³⁷と評された、中下層所得者の「宵越しの金は持たない」という習慣の存在、人口中多くを

占める人々の貯蓄性向の低さも存在していたと思われる。東洋経済新報の主要な論客であった天野為之は、1900年にこのように書いている。

「…然り而して今我が国の現状を観察するに国民果して勤儉の風に富めりと云ふ可き歟。貯蓄の念に乏しからずと云ふ可き歟。我輩は遺憾ながら我国風を以て前者に属せず、寧ろ後者に属すと云はざる可からざるなり。夫の智力に於て財力に於て中等以下に位する天下無数の労働者に至りては、その勤儉の風に乏しく所謂の宵越の銭は使はずとの原則を固守し貯蓄心の如きは極めて薄弱なるは明白の事実なり。唯た中等以上の人種にありては勤儉蓄の念に富める者決して少なしとなさず。然りと雖其中、大部分は奢侈に流れ投機に耽ること実に今日の現状なり。是れ実に識者の憂慮措く能はざる所とす。然して我輩の殊に歎息に堪へざる所以の者は此中等以上の人種にして較や才気あり知識あり事業の思想に富み致富の心厚き者は大抵、勤儉貯蓄の常道を取らずとして一攫千金主義の捷徑を求め投機の為めに其心身を勞し、着実穩当なる事業に至りては毫も之れを顧みざるの風あることは是なり」³⁸

第二次世界大戦後に至って、日本人は「儉約の伝統にしたがって貯蓄にはげむ」としばしば自他によって評されてきたが³⁹、それは少なくとも近代初期にはいまだ一般には存在しない、新しい習慣だった。19世紀末のこの時代、近代的な金融制度と機関の整備は着実に進んでいたものの、少なくとも個人の貯蓄＝預貯金から投資がまかなわれるという資金の流れは、まだ成立していなかったのである。

3. 政策意図の拡大と少額貯蓄保有の大衆化

こうした中 20世紀突入直前に、郵便貯金の全国的な普及を待たず、まず個人貯蓄に対する政府の認識が、社会保障機能という面は残しながらも、異なる方向への拡大を迫られる事となった。影響を与えた要因から見ると、それは中央政府の財政上の問題であり、同時にある意味では郵便貯金自体の問題でもあった。

元々郵便貯金によって集められた資金は、その安定的利用が求められるという性質から、ほとんどが公債所有に回されていた⁴⁰。こうした中 1894年から翌年にかけて日清戦争が勃発し、結果として日本の中央財政は、「戦費調達」といわゆる「日清戦後経営」と呼ばれる積極財政の展開のための、大規模な財源を必要とする事になった⁴¹。

日清戦争後、政府は産業育成・交通機関整備などを目指し、「巨額の賠償金を背景に積極基調・積極財政を展開」し、「賠償金に加え増税・公債を財源に財政規模を拡大」した⁴²。結果、日清戦争以前と以後では、中央政府だけでも財政規模は倍以上に跳ね上がっている。

(表6) また制度的にも、1897年には金本位制への移行という変化があった。

表6 中央政府財政規模の拡大

年度	1885	1887	1889	1891	1893	1895	1897	1899	1901	1903	1905	1907
金額	61	79	80	108	110	192	347	477	390	362	613	1281

金額単位・百万円

出典) 総務庁統計局『日本長期統計総覧』第三卷(1988)、表 12-1-a

こうした財政拡大を受けて公債発行が増加する中、「外債には依存せず内債を発行」する政府の姿勢が貫かれたところに、企業勃興という民間側の資金需要も重なって、日清戦後

には「公債の市中消化は困難」な状態になった。したがって「内債発行は預金部を中心に特別発行に依存することになった」が、その資金需要を満たすために用いられていた大蔵省預金部資金は、あまり余裕のない状態が続いていた⁴³。(表7)

表7 預金部資金内訳

年度	計	内訳				郵便貯金が占める割合
		郵便貯金	保管・供託金	三基金*	その他**	
1893	27	25	1		1	90.6%
1894	27	24	1		1	90.7%
1895	51	27	1		22	53.7%
1896	53	27	2		25	50%
1897	28	24	2		2	85.7%
1898	24	21	2		1	86.9%
1899	78	22	3	51	2	28.3%
1900	60	22	4	31	2	36.7%
1901	69	27	8	32	3	38.9%
1902	91	29	5	55	2	32.2%
1903	96	32	7	55	3	32.9%

単位・百万円 *三基金＝軍艦水雷艇補充・教育・災害準備金

**95～96年度は公債引受のため、臨時に国庫余裕金を受け入れた。

出典) 大蔵省理財局『大蔵省預金部史』(1964)

郵政省『郵政百年史資料30巻 郵政統計資料; 逓信局統計書 郵政百年史資料総目次』吉川弘文館(1971)、貯第5表

そもそも預金部資金の主な中身であった郵便貯金は、低成長に加えて日清戦争の最中には減少するなど、財源としては不安定な要素を抱えていた。当時の通信官僚は、1910年に往時をふりかえり、その原因の一部は当時一般の貯蓄性向にもあったと考えている。

「…国民一般に清兵の到底我軍の敵手に非らざるを看破し、已に前途を樂觀するに至りし為め、戦捷の快報に接する毎に徒に狂喜して祝捷の盛宴を張り、又今次の戦争を国難として認むるの念漸く薄弱となり、殆んど出征将卒の後援たるを忘却せしもの如し、是れ貯金の減少を觀るに至りたる所以なるべし」⁴⁴

もちろん日清戦争中の郵便貯金の減少の原因は、戦中の「市価益々昂騰シ為メニ一般国民殊ニ細民ノ生活ニ一大打撃」が加えられた事、そして政府の行動の結果とも言える「第一回軍事公債ノ払込等ノ為メ」の資金需要にもあつただろう事も、当時から政府内でも意識されている。しかしどちらにせよ、市中に資金が足りないという事実は厳然と存在していた。

このように政府にとってその資金調達先に暗雲が立ちこめていた時、1897年、日清戦後恐慌が勃発し、民間の資金調達経路も混乱に陥った。民間経済の動揺は中央政府の財政資金による市場救済を必要とし、財政資金の需要はより高まると同時に、その需要を満たすべき国内市場での公債消化は事実上不可能となった。更に恐慌の結果、金本位制に移行し

たばかりであるにも関わらず正貨の流出が見られ、財政や金融制度のみならず、日本経済の危機は通貨制度にまで迫った⁴⁵。

こうした危機の中、金融逼迫は郵便貯金の減少をも引き起こしていた。(図 1、図 2) 総額のみならず人員までの減少は、それまで曲がりなりにも成長し続けてきた郵便貯金にとって初の経験であった。それは郵便貯金を当時利用していた比較的富裕な層の、恐慌による事業事情の悪化を物語っていたものと考えられる。

すなわちこの時期の郵便貯金の減少は、財政資金の拡大を支えるべき財源と、民間経済を支えるべき事業資金が、どちらも危機に瀕していた事を二重の意味で示している。19世紀末の日本経済は、民間部門政府部門双方において、投資に必要な資金需要が拡大し、それに応えられる資金の供給が存在しないというジレンマに陥っていた。

こうした中、1898年に大蔵大臣井上馨が地方長官に訓示した論達とそれに端を発した貯蓄に関する諸政策は、このような資金需要の危機の解決を、個人貯蓄の形成という面に求めたという意味で画期的であったろう。

「日清戦役以来本邦の経済事情に著るしき変動を来たし外国貿易の上に於ても未曾有の輸入超過を觀るに至りたるは固より種々の原因あれども、戦後官民の事業非常の速力を以て進行し其の結果職工人夫等労働者の需要急激に増加を来し購買力増進を見るに至りたることも亦其の一原因なるべく、固より社会の進歩好くに伴て生計の程度上進するは自然の趨勢にして喜べきことなれど、若し急劇に失し且其の度を超て奢侈に流るるが如きことあらば其の結果たる或は同盟罷工等続々相起る弊害も生じ経済上頗る憂ふべきことにして、殊に所謂戦後の勃興事業なるものは到底今日の有様にて永久打続くべきものにあらざれば、若し之れが為め増加せる所得を徒に浪費し了らしむる如きことある時は他日右等の事業終局を告ぐるに至りて非常の困難に陥らしむることとなる可し。其筋の調査によれば現に三十年代以降数年間に於て官民事業の為め職工人夫に支払ふべき金額概算一億四千余万円の巨額に上り、又近年米価騰貴の為め農家の経費亦た余裕を生ずれば、右等職工人夫は勿論中農以下の農家に余あるものをして可成貯蓄の精神を養成せしめ、以て不必要なる消費を省き且他日に備へしむることは、国家経済上に於ては勿論、彼ら自身に於ても大に利益あることにして、當に目下の急務なり。今回勅令を以て郵便貯金利子引上のことを公布せられ、逋信省に於ても之が取扱所を増設し、且其の取扱手続を簡易にするの方針を執らるるに至りしもの、畢竟右等の主旨に基ける者に外ならざるべし。依て此際深く注意し町村長等に内諭し、特に所轄内人民をして貯蓄銀行若くは郵便貯金又は各自の確実と信ずる方法を以て可成貯蓄を実行せしむる様十分奨励すべし云々」⁴⁶

19世紀末、金融制度や貨幣制度の整備や企業勃興を経験し、工業化の戸口に立った日本経済は恐慌を経て、ここへ来て個人貯蓄はそれまでの社会保障的な位置づけ、逆に言えばあくまで保有者個人の利益のためだけのものから、一国経済全体の興亡に関わるものとして認識されるようになった。それは民間銀行に預け入れられれば民間の産業の振興に、郵便貯金に預け入れられれば政府の財政に資するものとなり、「戦後経営と民間経済成長の両立」⁴⁷を図っていた政府にとっては、どちらにしても必要な資金源となりえた。「各々の富の増加は乃ち国の富の増加にて各々の郵便貯金の増加は乃ち国の資本の増加」⁴⁸だった。

なお、貯蓄を奨励する事は、正貨の流出を招いた「奢侈」的消費⁴⁹を抑える事にも繋がると当時考えられていた⁵⁰。貯蓄奨励政策は流通貨幣量の減少によって物価の上昇を抑える事

が可能な政策であったのみならず、更に輸入の超過を抑え正貨流出を防ぎ、通貨制度を維持するための手段の一つですらあった。

1900年、当時の大蔵大臣松方正義が地方官会議上で行った「貯蓄奨励論」の演説は、こうした政府の個人貯蓄に対する認識の拡大をよく示している。

「…戦役の影響から前申します通りに事業も拡張致しましたが之に伴ふて奢侈の風を余程増加致しました様に思ひます、そこで一口に申しますと働く方よりも驕る方が増して居る様に思ひます、成程輸出品も年々増す景況でありますけれども誠に僅かつつの増であります、之に反して輸入の方は甚だ強く増加して来ると云ふ有様であります、此輸入の内にも成程必要な機材とか棉花とか生産原料になる所の品に於きましては夫は必要なものであります…随分奢侈に関する品も近来著しく増加して居ります、是れ我國民の奢侈の風が増進して不生産的消費をなすの傾きに偏重したる証拠であります、一方を顧みれば元来我國民は貯蓄心に乏しきとは諸君のご承知の通りにして封建時代より先つ彼の郵便貯蓄法が行はれるまでは中以下の小民の貯蓄は殆んど無いと云ふて宜い位で日本の此中以下のものに貯蓄をなすことの途を一向知らぬ人が多い、今日に於ても國民の中以下の貯金等は夫れ程増進して居るかと思ますと格別是も貯蓄して居らぬと云ふ景況でありますから若し此風を矯正せぬければ国家經濟上誠に憂ふき結果を生じはしまいかと私は思ひます、…

…実に貯蓄は國民の不生産上の消費を止めて生産上の資本を作る途であります、故に貯蓄の増加するは当人の為めなり又國家の為めなり、人々貯蓄を力めて生活の資に富み又衣食足て礼節を知ると云ふ都合になり、併て生産上の資本の増殖を来し、社会上の秩序繁栄と又經濟上國の富の力の地盤が確かになつて来ると云ふ事は、私の切望に勝へざる所であります…」⁵¹

また、発想の拡大は政府関係者に留まらなかった。『銀行通信録』に引用されたこの松方の演説筆記の前文には、このように記されている⁵²。

「貯蓄奨励のこと井上伯が唱導してより⁵³目下の問題となり松方大蔵大臣は地方官會議其他に於て之を演説し山本日本銀行總裁の如きも亦本号別項に記するが如く諸所に於て之を演説するに至り其筋に於ても目下郵便貯金奨励法に就き講演中なりとのことなる…」⁵⁴

つまり日清戦後経営による財政の拡大とその前後からの企業勃興、日清戦後恐慌による財政と民間經濟の逼迫という日本經濟全体の資金供給不足の結果、1898年頃を一つの画期として、当時の政府および少なくとも知識人層の中では、個人貯蓄に対する必要性の認識が拡大したと言える。個人貯蓄というまったくの個人、それも所得階層的には末端に位置する人々まで含めた個々人の行動の上に、20世紀を目前としたこの時期、日本經濟全体の金融制度、通貨制度、財政制度、そのすべての維持のための政府・財界の期待がかかるようになったのである。

「而して爰に貨幣財政体系の危機に直面として官府の側からは勤儉貯蓄の鼓吹が著しく台頭してきた」⁵⁵と称されるほど、貯蓄奨励政策が高まったのは、まさにこのような政府の個人貯蓄の種々の機能への期待感を表していると言える。「勤儉貯蓄」というスローガンは、単なる精神主義的なものではなく、むしろ実用的なものであった。それは「國家經濟上の必要」「社会政策上の必要」「道德上の必要」という、多様な重要性を擁していた⁵⁶。

個人貯蓄に対する政府の期待が高まったこの時期、その形成を支えるべき金融制度や諸

機関もまた、郵便貯金以外でも整備が進んだ。条例改正による資金運用条件の緩和や企業勃興の結果、1890年代後半には地方に至るまでそれなりの数の地方銀行（貯蓄銀行を含む）が設立された。（表5）中下層向の金融事情を改善するためという目的で、1900年には産業組合法も制定、施行された。19世紀末期から20世紀初頭のこの当時、個人が貯蓄を近代的金融機関内に形成することは、制度と機関のインフラの面から言えば、比較的不可能な状況ではなくなったのである。

そして他の金融機関の預貯金の拡大に隠れがちだが、郵便貯金は既に先行研究中でも確認したように20世紀初頭、それ以前には金融機関内のどこにも存在していなかった零細な個人貯蓄を収集し、その利用者を全国民の五人に一人以上という、全国的な範囲に拡大した。（図2、表8）先に確認したように、こうした動向は日本経済全体の家計貯蓄の貯蓄性向の変化と時期を同じくしている。

表8 郵便貯金の利用規模

	1904年		1909年	
	総額中	総口座中	総額中	総口座中
5円未満の口座	10.3%	80.6%	8.2%	76.7%
5円以上100円未満の口座	43.4%	17.6%	36.1%	20.8%
100円未満の口座小計	53.7%	98.2%	44.3%	97.6%

出典) 下村宏(逓信省貯金局長)『貯蓄機関論』宝文館(1911)

個人向け貯蓄機関の先駆として登場した郵便貯金は、それ以前にはさほど普及することがなかったにも関わらず、なぜこの時期に個人零細貯蓄の収集に成功したのか。結論から先に言ってしまうと、それは個人単位ではなく集団単位で個人貯蓄を形成させるシステムが、この時期の日本社会内に構築されていったからに他ならない。それは郵便貯金のみに限った事ではなく、銀行や産業組合など他の金融機関の預貯金増加についても言える。それは貯蓄奨励政策を含んだ、地方改良運動⁵⁷をはじめとする中央政府先導で始まり、しかし地方自治体のお仕着せの対応のみにとどまらず、下からの自発的な反応と上からの圧力の相互関係の中で拡大していった、農村を中心とした住民動員の成果の一つだった。

「…地方に於ける殖産興業の事は、我邦の如き小農、小工商を以て国家産業の原力と為す国に於て、其資本の融通を助け、産業の便宜を得せしむるが為に相協同せしむるは最も必要の事にして、彼の産業組合、貯蓄組合又は共済組合の如きは、此目的を達するが為に最も適切の方法…」⁵⁸

地方改良運動の主導者であった平田東助が1909年に内務大臣として地方官会議上で語ったこの言葉からは、中央政府が、人々の零細な貯蓄も集積させる事によって重要な資金源になりえる事を十分に意識し、その上でそれを達成する土台としての様々な諸団体が地域社会内に形成されるべきであると考えていた事がうかがえる。1908年の戊申詔書の公布⁵⁹をもって公式に開始されたと目される地方改良運動だが、個人貯蓄に関する認識という視点から見ると、1900年の産業組合法の制定と合わせて、既に19世紀末から同様の政策が始まっていたと見ることができる。

こうした政策の動きと当時日本全体の九割を占めていた農村部⁶⁰の社会の呼応の結果としての、集団的な個人貯蓄形態の貯蓄の増加こそ、日本経済全体の家計貯蓄性向に変化を

もたらした原因であったと考えられる。1900年前後に生じた貯蓄性向の変化とは、当該時期までに全国的に増加した、郵便貯金を含む諸金融機関の存在という制度的・物理的なインフラの整備と、それらの金融機関および政府が扇動した様々な集団・組織ぐるみでの個人貯蓄形成の習慣という、二つの要因によって決定的なものとなったと考えられるのである。

三 個人零細貯蓄の形成：郵便貯金の具体的普及過程

1. 20世紀転換点期における郵便貯金の制度整備

それでは様々な所得階層の人々による、零細貯蓄を含む個人貯蓄の形成は、具体的にはどのような形で普及したのか。20世紀初頭に小口化、大衆化を進めた、すなわち零細貯蓄の収集に成功した郵便貯金の普及過程を見ることによって、その問題を考察していく。

既に見てきたように、20世紀突入以降郵便貯金はそれ以前と比べると急激に全国的に普及し、またその小口化を進めた。(図2、表8) 杉浦等の先行研究も指摘するように⁶¹、日露戦争前後は郵便貯金の大衆化の時期であった。

郵便貯金の利用者の職業別内訳を見ると、その普及と小口化を押し進めた要因が、主に農業者と学生の利用者の増加にあった事がわかる。(表9) つまり、20世紀初頭になって、当時の日本の有業者の過半以上を占める⁶²国民内の主要な人々と、次世代を担う若年層という、国民全体の貯蓄性向変化にとって枢要な位置を持つ社会層の貯蓄行動に、郵便貯金が影響を持ち始めたのである。

表9 郵便貯金利用者職業内訳

	1893	1897		1906	
	人員	人員	金額	人員	金額
農業	87 (27)	485 (38)	842 (32)	2 145 (29)	2 060 (26)
商業	71 (22)	206 (16)	537 (21)	746 (10)	1 278 (16)
工業	34 (11)	92 (7)	220 (8)	362 (5)	500 (6)
雑業	29 (9)	74 (6)	185 (7)	337 (5)	581 (7)
諸業者の被雇職工 及び一般使役人	32 (10)	59 (5)	120 (5)	400 (5)	438 (5)
官吏軍人	33 (10)	80 (6)	203 (8)	726 (10)	1159 (15)
学校生徒	18 (6)	68 (5)	36 (1)	1 843 (25)	691 (9)
漁猟業及び船夫	4 (1)	15 (1)	30 (1)	109 (1)	139 (2)

無職業	3 (1)	17 (1)	39 (1)	184 (2)	309 (4)
社寺その他団体	7 (2)	24 (2)	83 (3)	29 (0)	111 (1)
職業未詳	—	144 (11)	320 (12)	536 (7)	731 (9)

人員単位・千人 金額単位・万円 ()内はそれぞれ総員・総額中に占める%

出典) 逓信省郵便貯金局『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』(1910)、238頁付表
逓信省貯金局『郵便貯金概観』(1927)、巻頭図表

郵便貯金は具体的にはどのように、こうした重要な社会層の利用を引き出したのか。それを把握するためにまず、もう一度20世紀以前の郵便貯金の相対的な不振を振り返り、そこから導き出された通信官僚の認識と対応を見る。とりわけ日清戦争後の1897年の恐慌による郵便貯金の減少は、通信官僚のみならず中央政府全体の脳裏に強い衝撃を与えていた。

「…(1897年には・引用者注)減少ヲ来シ実ニ郵便貯金ノ歴史ニ一大汚点ヲ付スルニ至レリ、此時ニ当リ経済界ノ救済策盛シニ朝野ノ間ニ講セラレ、第一着ニ勤儉貯蓄ノ美風涵養ノ緊急ナルヲ認メ、逓信省ハ内務省其他ト相協力シテ諸種ノ手段方法ヲ講究シテ貯金ノ勸奨誘導ニ尽瘁シ、大ニ貯蓄心ノ激励ニ努メタリ」⁶³

郵便貯金の規模縮小という危機の経験は、政府の中に、省庁の差を超えて中央政府全体として貯蓄を奨励する気運を高めた。内務省による地方改良運動の流れも、この流れを継いでいる。貯蓄に関するこのような政府内での意見一致と協力の中、逓信省は郵便貯金の利用者を拡大するために、様々な制度の導入と改正を行っていったのである。

まず1898年に、先に引用した大蔵大臣井上馨の「貯蓄奨励に関する論達」⁶⁴でも喧伝されたように、郵便貯金の金利は4.2%から4.8%に引き上げられた。もともと、これでもなお1900年の『銀行通信録』第30巻180号では、大銀行資本家の有志団体である有楽会から「安きに過ぐるの感あり」という評価を受けている。「…貯金利子を引上ぐるときは普通の貯蓄銀行と競争をなすが如く非難するものあらんも今日の貯蓄銀行の利子は六分五厘位の平均なれば決して競争となるべきにあらず」⁶⁵とされ、郵便貯金は民間金融機関と比べると、預金者にとっては有利ではなかった。しかし当時、大衆零細貯蓄はその収集に手間がかかるため、民間銀行の多くは積極的に収集に努めることがなかった。そのためむしろ民間銀行側から郵便貯金に、不安定と目されていた中下層所得者の貯蓄を収集する努力が要請されている⁶⁶。

こうした状況下で、金利については1904年に更に5.04%に引き上げられたが、そうした金融資産的なインセンティブだけでなく、利用時の利便性に関する制度改正や導入も忘れてはならない。それは既に先行研究中でも指摘されたように、「九八年の電報払戻しおよび郵便受取所での即時払い業務開始による払戻方法の簡便化といった一般的なサービスの改善から始まり、一九〇〇年の公休日の貯金受払い窓口事務取扱いのような積極的な業務の拡張へと進み、…切手貯金、証券貯金、あるいは吏員出張貯金、集配手取集貯金などの各種特別取扱い、さらには規約貯金、据置貯金、共同貯金、海外貯金などの特別貯金が一九〇〇年頃から矢継早に考案されていった」⁶⁷という、活発な動きであった。

1905年に逓信省によって発行された小冊子『郵便貯金案内』を見ると、様々な制度導入

が郵便貯金の普及にどのように貢献したか、そして逓信省がどのように個人貯蓄を奨励していったのかわかる。なお同冊子は筆者の管見の限りでも既に、異なる地域（長野県常盤村、静岡県三島町）の三等郵便局が同様の冊子を保持していた事が確認できた。特に長野県常盤村の三等郵便局長を勤めた家の文書の中には、現時点でも同種の冊子が2冊保存されている。逓信省が貯蓄奨励のためのパンフレットとして、郵便局員に限らず一般に配布する目的で、多数部を各地の郵便局に送付したものと考えられる。

小冊子『郵便貯金案内』は、冒頭で「今は国民全般の勤勉貯蓄の時代なり」と説き、続いて「貯金すべき金を得るの秘訣」として節約・収入からの天引き・副業の開始の三つの手段を提示した。なおこうした形で家計内に生まれた貯蓄について同冊子は、そのままでは人々は金融機関に預ける事のないものと前提した上で、郵便貯金を利用した場合の利益を提示している。

「勉強し節儉して得た金も、只自分で握つて居ては、盗賊にとられたり、火事で焼けたり、洪水に流されたりする虞があるのみならず、利子も何も生まずに、死んだまま寝かすことになる…之を郵便貯金に預くれば

無くなる心配も保管する手数も入らず、年五分〇四毛の利子で、鼠算にて利に利を生み、然かも其金は、国の為めに役立つのであります」⁶⁸

他の金融機関でなく郵便貯金の利用をアピールするにあたっては、「政府の掌るところにして最も安全」「全国都鄙を通じ六千二百有余の郵便局にて之が取扱をなすが故に最も利便」という、民間金融機関にはない利点が強調されている⁶⁹。なお、取扱機関の豊富さについては、1899年から開始された、郵便局員出張取扱の制度も効力があつた⁷⁰。

「…官衙、兵営、工場其他多人数同時に貯金を為す場所には、日を定め郵便局員が出張して取扱ます

から、態々忙しい中を郵便局まで出かける世話は入りませぬ…出張取扱を開いて貰はんと思はば、出張取扱を受けたき日時及場所を定めて、最寄りの郵便局にこの事を申出づればよろしく…又郵便局の設けなき村落には、予め定めたる役場、学校、神社、仏閣にて、

郵便集配人が貯金の取集を為す方法が設けられてあります」⁷¹

この出張取扱と集配人による取集の制度によって、1905年には郵便貯金は約6000箇所の郵便局に加え、出張取扱所が2966箇所、取集場所にいたっては10151箇所と、他の金融機関が到底揃えることのできない機会を全国民に提供していた⁷²。

また、郵便貯金には他にも細かな特徴があり、それらについても同冊子は解説、宣伝を行っている。たとえばこの時期郵便貯金の預入金高は10銭以上1000円までだったが、公共団体・社寺・学校または非営利法人や団体の預入金、共同貯金⁷³の預入金、産業組合の預入金については例外が設けられており、最高金額の制限はなかった。なお、10銭未満の端数についても、現金では不可能だが郵便切手を用いる事によって貯金可能であった。これについては「学童婦女等が、五厘、一銭宛を貯金する為めには、至極便利」と評されている⁷⁴。

なお、現金でなく切手による貯金が可能になったのは1900年からであった。この制度は、1890年には既に政府内でもお雇い外国人マイエットがその利点を指摘し、政府に導入を勧めていた⁷⁵ほか、民間からも積極的な意見が出されていた。主に学童の小額貯蓄を奨励する良策として、開始前から待望されていた切手貯金と呼ばれるこの制度は、起源は1880年に

施行されたイギリスの郵便貯金のものである⁷⁶。

「…余輩は寧ろ…近日世間に称道せらるる切手貯金法の便利にして害なきを信ず。此法は千八百七十九年英国の郵便総監フオーセツトの案出せるものにして、一回の預金一志以上に限られし為細民の貯蓄心涵養に妨げ少からさりし故、郵便貯金を貼用して貯蓄する法を工夫せり。此法を利用し小学校生徒に貯蓄を奨め…此法を適当に改良施行せば依て以て細民の貯蓄奨励の一大良法たるべく…と信ず」⁷⁷

このような意見を反映し、1898年には通信省は切手貯金の実行について調査を行っており、1900年3月に郵便切手貯金規則が制定・施行された。

「○切手貯金実行の議

通信省にては切手貯金に依りて国民の貯蓄心を奨励せんとて其実施方法に就て調査をなしつつあり、遠からず実行を見るに至るべしと云ふ、其実行方法の大要を聞くに、切手を以て貯金を為さんとする向は予め切手売下所に配布しある切手貼附紙を請求して、之に普通郵便切手を貼付し、十銭に満る時は即ち郵便貯金通帳を下付せられて預け主となることを得る方法なる由…」⁷⁸

切手貯金の具体的な利用方法を、再び『郵便貯金案内』の記述から見るとこのようである。

「…切手預入をするには、郵便局に行きて、「郵便切手貯金台紙」なるものを買ひ受け、その内面切手貼付欄の初頭に印刷しある切手と同じ種類の郵便切手を、内面相当欄の全部に貼り付け、之れを現金と同様に、貯金通帳に添へて郵便局に差出せば、その切手高を預入金として、通帳に書入れてくれます。この切手預入は、一人一ヶ月金一円を超ゆることはできません、又切手貯金台紙は、五厘、一銭、二銭の郵便切手印面を印刷した三種で、それぞれこの印面金額を以て売渡します…」⁷⁹

杉浦はこの切手貯金の導入が、この制度を利用した学生による少額口座の増加に繋がり、20世紀初頭の郵便貯金の小口化の主因だったと指摘している⁸⁰。実際1900年の切手貯金制度導入を境として、それ以前と以後の郵便貯金利用者の職業内訳には、大幅な学生利用者の増加という大規模な変化が現れた。(表9)

また、『郵便貯金案内』にはなおも更なる郵便貯金特有の制度が紹介されている。それが「特別貯金」であり、それは規約貯金・据置貯金・共同貯金などの制度を含むものだった⁸¹。なお規約貯金自体は、1876年の貯金預規則施行以来、「数人が合同し総代名義で預入の制」として、郵便貯金のごく初期から実施されていた制度だったが、1903年に据置貯金、共同貯金などの制度を追加し、「特別貯金」の制度として改正されたものである⁸²。その利用法は1905年時点では以下のようなものであった。

「(一) 規約貯金

多人数申合せ、漫りに払戻を為さぬことを約束して貯金の預入を為すときは、規約貯金として郵便局に於て特別の取扱を為し、

預け人より払戻請求あるも、規約に定めたる約束に従ひ払戻の承認を得たものでなければ、払戻を許さない

のでありますから、大勢申合せ貯金を励行するには、此の方法が一番適切であります。規約貯金の手続は、何も六ヶ敷ことはありません、組合の代表者から、其組合の名称、所在地並に払戻のとき又は脱約したときの証明方法を記載したる請求書二通を郵便局へ差出すのであります。」⁸³

据置貯金は三年から十年以内の任意の据置期間を利用者が定め、その期間中は郵便局が貯金の払戻を受け付けない制度であった。

「(二) 据置貯金

誰も貯金預け入れのときは、可成払戻は為さぬ考へでも、何時でも取れる貯金は直ぐ引出すので為めになりませんが、据置貯金として置けばどんなことがあっても、最初定めた据置年限が経たねば、郵便局が払戻すことを許しませぬから、仕方なく貯金が続きます、此の手續も至つて簡単で、唯だ預け入の際、預入申込書に据置く年限を書入れ差出せば、其据置期間を表示した特別の通帳を交付して呉れます、尤も据置期間は三ヶ年乃至十ヶ年の年限内に於て、随意に定めて宜いのであります。」⁸⁴

共同貯金は、総代人一人の口座を利用して複数の人々が貯蓄を行うものであった。したがって、共同貯金自体の名義数は1904年度末の時点で197口座のみ、1908年時点でも1141口座だったが、実際の利用者数はその数倍にのぼっていたと考えられる。

「(三) 共同貯金

共同貯金とは、一人の総代人を設け、其名義を以て銘々が貯金の預入を為す方法で、此の方法は、総代人と共同者とが遠隔の土地にあるときに最も便利であります…此の特別取扱を受けんとするときは、総代人より預入申込書に其旨を附記し郵便局に差出せば、郵便局より通帳と共に貯金預入票要旨を交付せられますから、之を各共同者に配布し、共同者は其預入票に現金を添へて郵便局に差出し、貯金の預入を為すのであります。…」⁸⁵

このように、これら規約貯金などの制度は、基本的に何らかの集団が多人数で貯蓄を行う為の制度、あるいはそれを奨励する制度だった。そしてこれら規約貯金（特別貯金）の利用者は、1903年の制度改正以来、1908年時点で既に、郵便貯金利用者全体の、一割近くを占めるまでに拡大している。(表10)それはすなわち、集団的に実行される個人貯蓄が、学校に動員される学生以外の社会層でも、実行されていた事を示している。

表10 郵便貯金内に占める規約貯金の展開

1908年特殊取扱郵便貯金(規約貯金)残高・人員		
	人員(口座数)	残高(円)
据置貯金*	177319	934177
規約貯金	417653	2852943
共同貯金	1141	84948
		(千円)
郵便貯金(総計)	8557077	105330
全体に占める特殊取扱貯金の割合	7.0%	3.7%

*据置貯金は据置年限に関わらず総計を用いた。

出典) 逓信省『為替貯金局統計年報 明治41年度 第18回』

つまり郵便貯金取扱場所の拡大により利用者を拡大する機会を得た郵便貯金は、民間の金融機関を利用した事もないような新規利用者の社会層——主に農村部の住民や全国的に展開した就学率の向上の結果としての学生層——、彼らの要求や条件に合わせた利用方法

の整備を展開したのだと考えられる。これこそが郵便貯金が 20 世紀初頭のこの時期、一挙に大衆化した要因だった。

2. 貯蓄行動の実態

郵便貯金の制度が、その設立初期に枢要な位置を占めた地方名望家層にのみならず、郵便局のないような地域の住民から貯金をした事のない若年層にまで、所得階層、居住地域を問わず利用可能なものとして整備された事を見てきた。以下ではその利用可能性が、どのように実際の貯蓄行動となって実現したのかを、具体例から見ていく。

たとえば切手貯金については、逓信省による郵便貯金の制度整備の他にも、学童に貯蓄を奨励するという事で、初期から小学校教員など教育家の呼応と協力が見られた。1900 年の地方官会議上で、大蔵大臣松方正義は先述したように貯蓄奨励の演説を行ったが、当時教育家の中でよく講読されていた雑誌である『教育時論』には、これに応えるような記事が掲載された。

「●勤儉貯蓄を奨励するの議

過般の地方長官諮問会における大蔵大臣の訓示に曰はく…今後国民の勤儉貯蓄の風を奨励し以て輸入超過を防遏せざるべからず、我が邦に於ける昨三十二年度の郵便貯金高は…僅少にして、…斯る僅少の高に止まるは是れ国民一般奢侈の風増長せるの結果ならん。故に政府は貯金の増加を図り、奢侈の弊風を矯正すると同時に、今後益々是等機関に関しては、相当の設備をなし、夫々便宜を与ふるの方針なり。…勤儉貯蓄の美德にして、放逸奢侈の悪風たること、三尺の童子もまた之れを知る、而してその悪風が滔々我が上下の社会に浸潤せることも明らかなり。今に至つて始めて此の議の出づるは、甚だ遅いかな。然り甚だ遅しといへども、社会が漸次覚醒の運に向かへるは賀すべし…」⁸⁶

また、同号のメイン記事の一つである「小学校に於ける訓練的生活の系統」には、教育上の訓練において学校が掲げるべき目的として、「一、公共心、時間、虚言、奢侈、剛毅心、狼狽等の欠点は必ず矯正すべし」「一、儉約心を養成し学用品の消費は自記せしむべし」といった項目が挙げられている⁸⁷。こうした意見はこのような雑誌の論調のみに限ったものではない。切手貯金のような学童向け貯金制度は、しばしば小学校の全面協力を得て学校内で実施された。

「…▲勤儉貯蓄と慈善喜捨箱……農業養蚕を主とし、果樹蔬菜栽培に、最有望なる土地にも拘はらず、其改良進歩を計らずして、却て実業を卑しみ、金銭を濫費するが如きは、青年又小学生徒に、其弊を及ぼすこと尠からざるを以て、之が矯正策として先づ第一に、小学生徒に、勤儉貯蓄を奨励せり即ち学校に於ける、生徒の、貯金は凡て切手を以てし、学校は予め切手を購入して、必要の都度、之を生徒に譲渡せり。而して切手を購入する、金銭の出所に付ても、(一) 父母より特に給与せられたる者、(二) 賞として受けたる者、(三) 自己の労働より得たる者、(四) 学用品の節約に依り得たるものの四種とし、其他は、弊害の生ぜんことを恐れて、之を制限せり。如此励行せる結果は、延ひて家庭に及ぼし、明治三十六年一月実施以来、同三十八年十一月迄二年十一カ月間の貯金者約二百人に上り金六百拾円二拾五銭に達せり。…」(下線部は原文で傍点部分)⁸⁸

これは愛知県渥美郡福岡村の事例だが、多かれ少なかれこの時代の小学生は、学校生活

の一環として、そこから更に拡大した彼らの日常生活の中で、貯蓄行動を実行したと考えられる。たとえば滋賀県甲賀郡水口町の例では、小学校教育と貯蓄行動とが、その地域の産業にまで結びつけられていた。

「…甲賀郡一体に小学児童をして螟虫採卵をやらせませんが、これは五月末から六月十日頃までが卵を着ける時でありますから、その時分に午後教員が尋常三年生以上の児童を引率して其採取を致します。それは百卵に付二銭五厘の割合で農会から賞与として与へます。この賞金を受け足る児童は郵便貯金として貯蓄するやうになつて居ります」⁸⁹

また、こうした小学校での教育の成果は、何も子供たちの行動の上には影響を持たなかったわけではない。先程の愛知県事例の場合、同記事はこのように続いている。

「…現在生徒の父兄母姉の、養蚕養鶏等の如き副業に依る収益、若くは月々の余裕を、貯蓄する者、学校取扱の文のみにて、五十余名の多きに及び、尚此外直接郵便貯金を為すに至りし者百余戸、殆ど全村の過半に達したり…」⁹⁰

日本の就学率は、1900年の小学校令改正に伴う小学校教育の基本的な無料化に伴い、1898年の6割台から1900年に8割を突破、1907年97%と急速に上昇した⁹¹。それにしたがって20世紀初頭のこの時期、小学校教育の持つ地域社会への影響力も、強まっていったと考えられる。それは末端ではもちろん、子供が小学校で聞き覚えた事や教えられた事を家族に伝えるという形で強まったであろうし、村長などの各地域社会の名望家と、近代教育を受けた教育家である校長との連携によって、その威力が強まる事もあった。

「…唯今役場吏員のもっとも手を多く要するのは全村民の貯金及び耕地整理の事であります。此貯金の方は助役を主任と致して居りますが、集めますことは他地方で実行して居られるのと殆んど同様で小学校生徒の組み分をして月の十五日になると、其自分の組内の貯金者の所へ袋を持って行つて集めることにして居ります。昨年(1908年、引用者注)十月からは之を切手に貼り代へることに致して居ります。これは村民の総会の席で約束致しまして、小数の吏員の手でありますから或はやり切れぬかといふ懸念もありましたので、出来得る限り切手に貼り代へてやることに致しまして、近頃は兎も角実行して居ります。其の切手に貼り代へる時の手数料は村民の大会の時に村内の売下げ人と相談致しましたところが切手売下所で得る所の手数料は皆役場に提供しやうといふて呉れましたので、役場吏員が其切手に貼り代へるに就ての手数料は積んで置きまして、之を貯金の奨励費に充てることにしました。先頃一回計算致しました所が、三十余円をえましたので、それを生徒が取り集めるに就ての賞与にしたり或は一月から十二月までの間能く精励貯金をしたものに賞与として与へることにして居ります。其賞与は品物或は郵便切手を与へることにして居ります。…」⁹²

千葉県源村のこの例では、村役場の職員が郵便貯金の切手貯金制度を用いて、小学生を動員し、村落全体に個人貯蓄の形成を半ば義務的に実行させている。先の滋賀県の例も含め、こうした運動は校長を含む小学校教員の、役場への全面協力がなければ不可能である。このように20世紀初頭には、小学校と地方自治体の協力の下、小学校生徒を動員することによって、村内全年齢層の貯蓄性向の変化を引き起こすことが期待され、全国各地で様々な企画が実行に移されていたのである。

もっともここまで挙げてきた事例は、主に内務官僚の視察報告や、地方改良運動の中で内務省に取り上げられた模範村への取材という形で明らかになったものである。したがっ

て、当時の政策の模範的なサンプルであり、特殊例であったという可能性は捨てきれない。そこで、当時模範村として特段取り上げられる事になかった地域の例を見てみる。

静岡県三島町は 1908 年度末の時点で戸数 1949、人口 10654 人、産業は農業者 2 割、商業者 4 割、雑業者 3 割といった構成⁹³の、旧街道筋の町である。ここの三島三等郵便局は、切手貯金が開始された 1900 年の 5 月に、逓信省へ直接書簡を出している。

「拝啓時下益御清穆恐悦不斜奉賀候、陳者彼之切手貯金之義目下頗ル好況ヲ祝シ学校及其以上之者より日々要求有之候有様ニ候処、台紙欠乏シ、当局之如キハ残枚一葉モ無之、之ヲ分掌局へ請求スルモ口実者本省より交付無之云々ニシテ、今日奨励誘導之期ニ望ミ小生之信用ヲ失スルノミナラズ局ノ体面ニも相関シ、且ツ学童之如キハ時機ヲ阻喪スルトキハ挽回頗ル困難ニ有之候、元来切手台紙之如キハ固ヨリ勧誘ヲ主トシテ御発行ナリタルモノナレバ、其多数ヲ要スルハ勿論ニシテ意外ニモ如此多数ノ需要ヲ来シタルヲ口実トスベキ性質ノモノニ無之、苟モ一省之経営セラルル事業ナルニモ不係、忽チニシテ之レカ執行上之用紙ニ支障ヲ生スルハ、事零細ニ似タレドモ此上ナキ不面目ニシテ遺憾骨髓ニ徹シ候…」⁹⁴(下線は引用者による)

この年の 3 月に施行された切手貯金の制度は、開始後たった二ヶ月後の時点で、逓信省本体ですら在庫が切れるほど盛んに利用されていた事がわかる。また、三等郵便局長がわざわざ請求の書簡を送るという事は、三島町でもその需要は高かったという事である。もっとも、制度開設当初は台紙が無料であった事もあり、『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』によれば「…然ルニ学校生徒ノ如キハ好奇心ニ駆ラレ多数ノ切手台紙ヲ請求スルモ實際之ヲ使用シテ預入ヲ為ス者ハ台紙交付数ノ五割ニ達セス台紙濫費ノ弊甚シ…」とあり、台紙の濫費は切手貯金導入初期の大きな問題だった⁹⁵。しかしその数値は逆に、全国的にも全体の台紙交付枚数の五割弱は、利用されて貯金として口座に編入された事を示している。

三等郵便局長自ら「学校及其以上之者より日々要求有之」「今日奨励誘導之期ニ望ミ小生之信用ヲ失スルノミナラズ局ノ体面ニも相関シ、且ツ学童之如キハ時機ヲ阻喪スルトキハ挽回頗ル困難ニ有之候」と書いている事からも、三島三等郵便局と三島の小学校は、強い連携を持っていた事がうかがえる⁹⁶。そして三島尋常小学校自体、中央政府の意識や『教育時論』の論調から大きく外れる事なく、生徒に貯蓄を励行する事に熱心だった。正確な成立年代は不明だが、おそらく 1893 年前後に制定されたと思われる同校内の規定には、「生徒貯金規定」というものがある。

「生徒貯金規定

一 勧誘

第一条 教員は修身教授の際其他に置いて勤儉の美德たることを諭すと共に貯金の実行を勧むるものとす

第二条 貯金は常に浪費を省き小を積みて大に至るを楽しむ気習をよう迂生するを務むるものとす

第三条 貯金は可成自己の勤勉に依て得若くは父母親戚等より与へられたる金より為さしめ殊更に父兄に強求するの弊を生せざらんことに注意するものとす

二 預入

第四条 貯金扱日は毎週二回と定む 預金をなさんとする生徒は始業時間前全員に仮通帳を添へて取扱主任者に預入をなすべし

第五条 預入一回の金額は金一銭若くは其幾倍とし一回預入の金額十銭以上なると

きは校長の認可を経るを要す

第六条 …

三 取扱

第七条 校長は教員中より貯金事務取扱主任を命じ校長の指揮を受けて貯金事務を整理せしむ

第八条 …

第九条 十銭未満の金額は取纏め郵便局に臨時預入とす

第十条 学校長は引受人として通帳に調印し且便宜の為貯金通帳を学校に保管するものとす

………」 97

このように生徒の貯蓄奨励に力を入れていた三島尋常小学校と、三島郵便局が連携を持っていたという事はすなわち、この町でも小学校と地域社会の有力者⁹⁸が連携を組み、地域社会全体に向けて貯蓄の励行を押し進めていたという事に他ならない。

切手貯金の利用状態から、その連携とその効果について更に分析を加えよう。開始直後は混乱のあった三島での切手貯金制度の実施だったが、1900年8月から翌年3月までの8カ月間分については詳細な利用状況が把握できる。(表11) 制度を利用した件数の6割以上が小学生によるものだった事は、注目に値する⁹⁹。また元の帳簿を見ていると、この期間内での切手貯金による最終的な新規通帳取得者は2割程度だが、1900年3月の切手貯金制度開始に近い時期であればあるほど新規取扱の利用者が多いという事に気づく。つまり切手貯金はまさに、それ以前には貯金通帳とは無縁だった層に、貯金を保有させる効果を持っていた。

表 11 三島三等郵便局における切手貯金利用状態 (1900.8～1901.3)

平均預入額	34.0 銭	総額 (円)	預入総回数	新規取扱件数
預入最頻額	20 銭	859.915	2527	474
メディアン	27.5 銭			
小学生利用割合	64%		新規預入割合	19%
最大集団学生利用件数	84 人		一日平均取扱件数	10 人

出典) 三島郵便局『切手貯金預簿』明治33年8月～11月分・明治33年12月～34年3月分
学生利用＝預入者の「宿所欄」〔に学校名が記入されているもの〕
集団学生利用件数＝同日の預入で、異なる利用者の「宿所」欄に同名の学校名が記されている場合、その同日内同一学校の利用者数をカウントした。

更に特筆すべきは、小学生の集団的な利用である。帳簿上、同一の学校名を記入する集団として現れる彼らは、最大では84人もの集団となって切手貯金を実行している。集団利用における平均値は約11人であり、偶然同じ日に貯金しに来たと考えるには少々規模が大きい。また、たとえば1900年11月10日には53人の三島尋常小学校の利用者がいたが、卒業生名簿と照合を行ったところ、この日切手貯金をした人物は把握できる限り1903年卒あるいは1904年卒の学生であり、そして准訓導が一名混じっている事が判明した¹⁰⁰。1903年・1904年の卒業生総数が合計410人¹⁰¹である事を考えると、この日の三島尋常小学校利用者53人は、何らかの班分けの下に行動していたと考えるのが妥当だろう。つまり尋常小

学3年生と4年生が教師引率の元に班分けの上で、切手貯金を行いに来ていたと考えられるのである。

そして更に帳簿を見ていくと、こうした学生利用者が、帳簿に記録されている後半の時期、すなわち切手貯金の制度が開始されてから一年近く経った後には、大規模な集団だけでなく個人、あるいはせいぜい2,3人といった人数で預入を行っている事に気づく。これらの行動は、小学生児童が引率の教師の主導なしに、彼ら自ら貯蓄を行う意志を持った結果であると考えられる。

三島町における切手貯金の利用者動向は、中央政府が提唱し、地元の小学校・郵便局の連携という組織ぐるみの貯蓄奨励政策の結果として、子供達の中に貯蓄形成への指向性が生まれていく様子を、まさに浮き彫りにしていると言えよう。

「…本制度（引用者注…切手貯金）創始ト共ニ、少年教育上ノ重要ナル問題自ラ解決セラレ、教育の根本義タル学童貯金ノ開始セラレタルコト之レナリ、抑モ勤儉節約ノ気風ハ壯年ニ於テ之ヲ馴致スルノ難キハ少年時代ニ於ケル慣習ノ然ラシムル処ニシテ、克己抑制ノ鍛練ハ須ラク少年時代ノ訓練ニ俟タサルヘカラス、殊ニ我邦ノ如キ貨殖ヲ賤シムノ弊ヲ存スク処ニ於テハ一層其緊切ナルヲ感セスンハアラス、而シテ学生貯金ハ切手貯金制度開始以来駸々トシテ増進シ……上述ノ趨勢ヲ以テ進ムトキハ、本邦社会人心ニ及ホス感化実ニ鮮少ナラサルハ勿論、社会ノ改良茲ニ萌芽シ、今後十数年ナラスシテ本邦人ノ思想上ニ一大革新ヲ加フルニ至ルヘシ。」¹⁰²

1910年に通信官僚がこう謳ったように、切手貯金制度は若年層向けの貯蓄教育に大きな役割を果たした。それは結果として、日本の将来的な家計の貯蓄性向を高める上で、大きな意味を持っていたと考えられる。

もともと、ここまで三島の小学校と郵便局との連携を主に見てきたが、三島の中だけでも個人零細貯蓄形成への動きはこの時代、これだけにとどまらなかった。中央政府の貯蓄奨励政策もそれに対する地域社会の呼応とそれによって生じた連携も対応も、若年層のみならず、地域社会の構成員すべてを対象としていた。そしてそのような全体的な動きが存在したからこそ、この時期に貯蓄への指向性を高めた若年層が成人するのを待つまでもなく、1900年前後を境として貯蓄性向が変化したと考えられるのである。

たとえば三島の三等郵便局長は、小学校と連携し切手貯金を励行しただけでなく、1891年には永盛会という貯蓄団体を結成し、自らその総代人となって規約貯金を実行している。

「会則

第一条 本会を永盛会と称し平素勤勉貯蓄して凶事救済の目的となす

第二条 本会は毎月拾銭以上を通信省へ貯蓄するものとす但し毎月二十日を以て取扱人に送付すること

……

第十条 本会に貯蓄したる金員は売買質入譲り渡しを禁ず但し書入も包含す

第十一条 本会に共同総代一名取扱人五名を置く

第十二条 共同総代は貯金払込手続き及び払戻し等に関し記名納印の権及び会務を掌らしむ

第十三条 取扱人は総代人と共に会務を担当する事

第十四条 本会役員の任期は総て満三ヶ年とす

但し再選するも妨げなし

第十五条 本会役員選挙は投票を以てす

……

第十七条 役員は総て無報酬の事

第十八条 貯蓄は逓信省と定むと雖も時機に依り払戻しほかに貯蓄する事もある可し
右誓約候也

明治二拾四年七月二十日

会員 連署

一 本規約方十八条に抛り第一回払戻をなし軍事公債第二回募集に応し（額面一百円）
現在せり

右之通り候也

田方郡北上村沢地永盛會

明治三十二年二月…」¹⁰³

更に 1892 年には、局長自ら規約を作成して、三島三等郵便局内でも規約貯金制度を実行し、局員に貯蓄を形成させた。そちらの規約では、個人の貯蓄行動の自由は事実上なく、より強制的な面が強くなっている¹⁰⁴。なお三島郵便局長は、近隣のハンカチ工場向けにも「工女積立金規定」という名の規約貯金規定を作成している¹⁰⁵。三島郵便局長作成の『貯蓄奨励書』には、具体的な金額などが記入されていない、無記名の規約貯金の規約のテンプレートも綴り込まれている¹⁰⁶。時代を多少下って 1917 年になってもなお、彼は三島町相続講組合という百万円貯金を目指す団体とその規約を作成し、自ら参加していた。

「相続講組合規則

第一条 本組合は永久家名の存続を図る為め金一百万円に達する迄で毎月金三拾銭宛貯金するものとす

貯金額一百万円に達したる時は其以後一百万円に対する利子を払渡し元金一百万円は永久半組合に於て保管し払い戻すことを得ざるものとす

第二条 本組合は三島町相続講組合と称す

第三条 本組合には左の役員を置く

一、組合管理者 一名

二、監査役 三名

役員は本組合員の互選とし任期を各五ヶ年とす

組合管理者は組合員の貯金通帳の保管、組合員名簿の調製及其整理保管を為し組合貯金に関する一切の事務を掌るものとす

監査役は毎年一月、七月に於て組合員全部の貯金通帳を監査し其通帳記載の金額を組合員に通報するものとす

本組合の役員は凡て無報酬とす

第四条 貯金は管理者に於て毎月二十二日迄に取纏め組合員各自の名義に依り据置貯金として郵便貯金に預入するものとす

但現行郵便貯金規則の据置期間は十ヶ年を最長期とするを以て該最長期間に基き之を預入し且つ其期間満了の際は局所に対し逐次更新の承認を受くるものとす…

……」¹⁰⁷

こうした貯蓄団体の結成は、何も郵便局長だけの行動ではなかった。1909 年に三島町は、

田方郡からの問い合わせに答え、三島町内に存在した共同貯蓄について調査を行っている。
 (表 12) 現存する調査票が当時の調査のすべてなのかは不明だが、調査結果を見る限り、地縁団体を中心とした多くの団体が金融機関を問わず、かなりの人数の集団で貯蓄を形成している事が判明する。

表 12 1909 年三島町の共同貯蓄調査

便宜番号	構成人数 (人)	現在金高 (円)	金融機関	備考
1	18	86.45	銀行	町内区団体
2	34	153.48	銀行	町内区団体、非常準備費
3	不明	55.20	郵便貯金	町内区団体
4	9	55.86	郵便貯金	
5	7	50.00	—	
6	30	90.00	銀行・郵便貯金混合	町内区団体
7	11	151.20	銀行	町内区団体
8	6	52.00	郵便貯金	町内区団体、大博覧会貯蓄
9	93	892.75	銀行	個人代表、日掛、納税の為
10	35	207.60	郵便貯金	個人代表、日掛、旅遊の為
平均	27	179.45		

出典) 三島町役場『明治四十二年原議書綴込』所収の調査票より作成

3. 地域社会の中の集団的個人貯蓄

そしてこうした事態は三島町に限らず、全国的に起こっていた事象であった。たとえば東京府西多摩郡戸倉村では、村内に貯金組合を結成し一日五厘以上の貯金を奨励、貯金箱にそれを収集するだけでなく、戸倉村土曜淑女会といった女性団体でも、その会則中に「一、毎月金十銭以上の郵便貯金（其他貯金）を致す事」という一文を入れていた¹⁰⁸。兵庫県藤井郡の場合でも、郡の青年会が貯蓄を実行するにあたって「毎月各自十銭以上の規約貯金を励行」した¹⁰⁹。先行研究内でも既に指摘されているように、「規約貯金を目的として全国的に結成された各種貯蓄組合は、「一県にして、多きは一千数百、少きも百を以て数」えるほどに普及し、貯蓄奨励政策の最下層における運動組織化のための戦略的単位を構成」¹¹⁰するようになった。

貯蓄の預け先を郵便貯金に限定しなければ、こうした貯蓄団体の事例は更に増える。預け先の金融機関が何であるかわからない例も多い。1906年に発足した、千葉県馬橋村の積善貯蓄会と称した貯蓄組合は、参加者一人当たりの一月の貯蓄額が3銭から5円までと随分な幅を持っていた事が特徴的で、構成員は36人に及んだ¹¹¹。定款によれば収集された貯蓄は「確実なる銀行へ預金」する事となっているが、残念ながら正確な預入先は不明である。先程も引用した千葉県源村の場合でも、「役場の手を経て貯金」するものについては郵便貯金を利用する事が決められていたが、「貯蓄の金は信用組合と村内に株式の銀行があるので、何れへでも貯蓄すれば宜いといふことになつて居る」というのが全体の状況であった¹¹²。

愛媛県余土村では、「村長自ら通帳を配布して勧誘」し、1901年から「日曜貯金」を実行

した。その貯金収集にあたっては、小学校生徒が動員された。その中で形成された資金を元に、余土村では1908年に産業組合を設立し、組合設立と共に貯蓄先の機関は組合に変更されたという。設立当初の参加者630名（村内戸数486）が、果たして村長から何の通帳を受け取ったのかは不明だが、郵便貯金の通帳であった可能性は高い。

このような事例を見ると、おそらく20世紀突入以前から規約貯金等の諸団体を動員する事が可能な制度を設けていた郵便貯金の成功が嚆矢となり、銀行や産業組合など他の金融機関も、諸団体を利用した貯蓄制度を導入していったのではないと思われる。

愛媛県余土村で、子供達が人々から貯金を集める様は以下のものであったという。

「…一婦人の訴へによれば、毎週貯金は面倒でたまらないから毎月貯金にしてもらいたい、二円でも三円でも纏めて貯金すると云ふ。また他の一婦人の訴へによれば、此間も丁度髪を結ふて居る時、児童が来て貯金の金を出してくれと云ふけれど、此通りに髪を結つて居るのだから手が離されぬ、次の時に一緒にしてくれと云ふけれど、児童はどうしても承知しない、をばさんそれなら待つて居ると云つて動かない。…毎月貯金とすれば、二十九日間は貯金思想を喚起する機会がないが、日曜貯金とすれば貯金思想を断つ違がない。毎週貯金の必要なる所以は茲に存する。一銭と云ふ僅かな貯金は実に尊い、一銭を貯蓄する考が出来れば、大なる貯金出来る、婦人が台所で日々取扱ふ消費の中に、一銭位はいくらでも拾ひ得らるる…」¹¹³

こうした、その地域に暮らしている限り逃れる事は難しい集金方法と、地域の名望家を筆頭とした有力者による貯蓄に関する教化行為は、その社会に生きる人々の行動を、自発的にせよ強制的にせよ変化させずにはいない。おそらく個人の自由に任せたままでは貯蓄となりえなかった零細資金を、20世紀初頭の日本はこのように、様々な制度と集団の機能で人々を動員するというシステムを形成する事で収集した。貯蓄先の機関は問われなかった。ただ個人が貯蓄を形成しさえすれば、それ自体が「勤儉の美風」であり、たとえそれが零細だったとしても「集めて国家の財源に充て以て奉公の一端となす」¹¹⁴事ができ、「併て生産上の資本の増殖を来し社会上の秩序繁栄と又経済上国の富の力の地盤が確かになつて来る」¹¹⁵のであった。

20世紀突入以前には「宵越しの金は持たない」中下層人民が多いと嘆く論調ばかりだった雑誌や政府官僚の発言も、20世紀初頭のこのようなシステム構築を経て、随分と意見を変えている。もっとも、なおも貯蓄、すなわち資金が足りないという認識には変わりが無い。だが、貯蓄に対する国民の指向性の高さについては、1910年代までには既に疑いの余地のないものになっていたのである。

「…邦人の貯蓄思想必ずしも、幼稚と云ふべからざるが如し。然りと雖も貯蓄思想の発達は、貯蓄能力の増進と伴はざるべからず。貯蓄能力貧弱にして徒に貯蓄心のみ是れ盛なるも、以て貯蓄の用を成すべからず。我国の海外諸国に比して振はざるは原因蓋し是に存ずべし…」¹¹⁶

20世紀初頭のこの時期以降、地域社会に住む所得階層を問わない多数の人々が、役場や小学校、青年会や婦人会、氏子団体や地縁団体、在郷軍人会など、様々な組織・団体の働きかけを通じて、自分の生活の中に、半ば強制的にせよ自発的なものにせよ、個人貯蓄を形成しないではいられないようになったのである。

四 おわりに

ここまで見てきたように、郵便貯金と個人貯蓄の概念は日本経済の工業化初期に、政府と財界によって初めは社会保障機能を補完すべきものとしてだけ用いられ、後には政府・民間の財源や物価政策の一端として認識されるようになった。19世紀中には決して全国的な貯蓄機関とは言えなかった郵便貯金は、世紀転換点前後から積極化した政府の貯蓄奨励政策などの方針もあり、零細貯蓄の収集により積極的につとめるようになった。また、同時期には産業組合を含めた民間金融機関も叢生し、20世紀初頭までには、個人貯蓄のための金融的インフラが日本経済の中に整った。

このような金融制度面の流れの他、20世紀転換点前後を境として、組織という要因が入ることによって個人の貯蓄行動そのものに、この時期大きな変化が現れた。中央政府が音頭をとり、地方名望家や知識人層によって結成された地域社会内の各種諸団体は、その団体の影響が及ぶ範囲に暮らす、中下層所得者を含む一般の人々の貯蓄行動にまで変化をもたらした。この変化こそが日本経済全体の中に、20世紀以前と以後とを分ける、工業化を支えうる高貯蓄の実績を作り出したのである。

20世紀転換点前後を境として日本人の貯蓄形成への指向性は高まり、それは郵便貯金を含む様々な金融機関の中に、個別では少額にもかかわらず総体としては巨額の資金を形成した。それは、産業資金のみならず公共財整備のための資金工面に呻吟する、工業化初期の日本経済と社会にとって、無視できない規模の財源だった。

もっとも本論は、こうして収集された大衆零細資金の集積が、いかにして実際日本の工業化の基盤を支えていったのか、その問題には答えを提示していない。個人零細貯蓄の代表的な集積機関としての郵便貯金、その運用先である大蔵省預金部の資金運用や、しばしば個人少額貯蓄が直接流入していった地方財政や産業組合のマイクロクレジットの貢献など、集積された大衆資金の動員先を解明する事が、今後の課題として残されている。日本銀行や大銀行とは異なるこうした諸機関の資金運用を理解する事は、零細貯蓄収集のシステムを形成した結果日本経済が持つに至った、自由主義的な資本市場とは異なる資金ルートを理解する上で、重要な問題である。

したがって本論は、20世紀初頭に日本経済と社会が、現在に至るまで一部続く、日本経済に資金源を提供する根強いシステムの一つを形成していった事を主張するものであるが、そのシステムの全貌の解明そのものは今回力及ぶ範囲ではなく、またの機会に挑みたい。

¹山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波文庫（1977）、初版1934年

²石井寛治『日本経済史 第二版』東京大学出版会（1991）、第4章

³速水佑次郎『開発経済学』創文社（2000）、163頁

⁴家計貯蓄率（三年移動平均） $S = \beta_0 + \beta_1 y + \beta_2 D$ 、 $y = \text{GNP 成長率（三年移動平均）}$ 、ダミー変数は1900年までを0、1901年以降を1とし、1887年から1944年までの58年間を検定対象とした。

⁵大内兵衛「郵便貯金における小市民性とその社会性の矛盾」『大内兵衛著作集』第四巻、岩波書店（1975）所収、初出1931年

⁶大内『大内兵衛著作集』第四巻、338頁

⁷大内『大内兵衛著作集』第四巻、347頁。なお大内はここで、集積されたその資金の適切

な還元が行われていないことも指摘している。

8 寺西重郎「金融的発展の一側面：安全資産の利用可能性と銀行業の集中過程」南亮進他編『近代日本の経済発展』東洋経済新報社(1975)

9 迎由理男『郵便貯金の発展とその諸要因』国際連合大学(1981)

10 寺西「金融的発展の一側面」、南『近代日本の経済発展』332頁

11 寺西「金融的発展の一側面」、南『近代日本の経済発展』333～334頁

12 寺西「金融的発展の一側面」、南『近代日本の経済発展』338頁

13 杉浦勢之「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立—日清戦後の郵便貯金の展開とその性格—」『社会経済史学』52号(4)(1986)所収、同「日露戦後の郵便貯金の展開と貯蓄奨励政策」『社会経済史学』56号(1)(1990)所収

14 杉浦はこのような政策転換の中で、郵便貯金は切手貯金や規約貯金などの制度を導入し、都市部ではなく農村部を中心に普及したことを指摘している。なお、こうした制度によって形成された貯金の中には共同で貯蓄された為に高額に及ぶものもあり、寺西が先に郵便貯金の大口性として指摘した郵便貯金中の高額資金は、このような性質のものではなかったかと述べている。(杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」517頁)

15 1874年8月31日制定。それ以前から駅逦寮内での貯金規則を実施しているが、一般への貯金制度の施行は1875年からである。

16 「貯金預り規則」1874年(『郵政百年史資料1巻 郵便貯金・為替 太政類典、公文録』吉川弘文館(1971)、127頁)

17 日本銀行条例の公布と日本銀行の設立は1882年

18 国立銀行条例の制定は1872年だが、当初設立されたのは4行に過ぎない。その設立ブームが起きたのは1876年の条例改正後であった。

中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会(1985)、36頁

神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房(1995)、14頁

19 William Lewins, *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland, including a full account of the origin and programs of Mr. Gladstone's financial measures for post office banks, Government Annuities and Government insurance*, S. Low, son and Marston, London (1866)

20 Lewins, *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland*, 272p
原文は以下の通り

De Foe, in his "Giving Alms no Charity", tells us how at his own period attempts were made to effect a legislative substitution of savings for poors' rates, and to pass Acts of parliament which "shall make drunkards take care of wife and children; spendthrifts lay up for a wet day; lazy fellows diligent; and thoughtless, Scottish men careful and provident."

なお、Daniel De Foeの*Giving Alms no Charity*は1704年発行。

21 Lewins, *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland*, p. 275 ではこのように述べられている。

Private enterprise had not had a fair trial, if it had, and failed, then government should undertake the work.

22 前島密『郵便創業談』通信協会(1936)、144頁

23 Lewins, *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland*, p.308

24 「貯金預り規則」1874年(『郵政百年史資料1巻』127～128頁)

25 溝口敏行『家計の貯蓄と資産：財産形成のメカニズム』日本統計協会(1989)

西土純一「家計と生活設計」『くらしの経済と福祉』九州大学出版会(1990)

26 当時の利息については『東京日々新聞』に以下のような投書がある。

「…郵便局へ参りまして第一利足の事を御聞申ましたら利息は三分ト御答えが御ざりましたから、夫にては利足が安いから預ける者は有ますまい、此節の事にしては余り無理な利

足だと申ました…」「郵便貯金預りの効用（投書）」『東京日々新聞』1874年6月4日（『郵政百年史資料 21 卷 新聞雑誌記事集』吉川弘文館(1971)、25～26 頁）

なお、投書そのものは郵便貯金の利用を促す広告的な内容で、投稿者は東京府内の匿名者二人となっている。

27 イギリスでは都市部の労働者階級を中心に、郵便貯金は制度設立当初かなりの成長を見せた。

Lewins, *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland*

下村宏『貯蓄機関論』宝文館(1911)

28前島密「郵便創業談」市野弥三郎編『鴻爪痕』（1920）

29 1882年に右大臣岩倉具視は以下のように述べている。「農商の財産名望ありて郷党隣里に顕はるる者は、大抵戸長若くは衛生委員ならざれば郵便取扱役なり」（多田好問編『岩倉公実記』下巻（1906）、934 頁）

30迎『郵便貯金の発展とその諸要因』22～23 頁

31郵政省『郵政百年史資料 29 卷 郵政総合年表』吉川弘文館（1972）、17～25 頁

32 「郵便貯金条例を定む」1890年（『郵政百年史資料 1 卷』47～48 頁）

33 地方名望家の定義については、山中永之佑『近代日本の地方制度と名望家』弘文堂（1990）に準じ、「一定の地域の中で、豊かな財産、経済力を基礎として、家柄、英雄的行動、慈善的行為、指導力、活動力等々、何らかの理由によって地域の住民から信頼と支持をえており、そのことによって、地域住民の代表となることができる資質、能力を有し、また地域の行政にもたずさわることができる資質、能力と可能性を持つ事が期待されているという意味において、地域住民から高い尊敬をうける名誉と人望を持つ人々」（215 頁）との意味で用いる。

34 貯蓄銀行条例の制定は1890年だが、資産運用にあたっての制限が厳格であったため、当初は奮わなかった。

35杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」524～525 頁

36『東京日々新聞』1897年1月14日（『郵政百年史資料 21 卷 新聞雑誌記事集』（1971）、126～128 頁）

37「貯金預り規則」1874年（『郵政百年史資料 1 卷』127～128 頁）

38天野為之「賭博的国民は外資輸入を語る可からず」『東洋経済新報』第155号（1900）、392 頁

39 カレル・ヴァン・ウォルフレン『人間を幸福にしない日本というシステム』毎日新聞社（1994）、59 頁

40 制度のオリジナルであるイギリスでも、郵便貯金はその安定性のためという理由から公債所有に利用された。

Lewins, 前掲 *A History of Banks for Savings in Great Britain and Ireland*

なお郵便貯金の運用を決定したのは、法的根拠は1885年の「預金規則」（5月30日太政官布告第13号）制定を待つが、ごく初期を除いて基本的には大蔵省であった。以後本論では、正式な名称ではなく通称であるが、この資金運用機関について大蔵省預金部と呼ぶ。

大蔵省預金部資金局『大蔵省預金部の話』（1939）

41神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房（1995）、第三章

42神山『明治経済政策史の研究』131 頁

43神山『明治経済政策史の研究』135 頁、表 3-10

44通信省貯金局『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』（1910）、29～33 頁

但し、年度末毎で比べれば94年、95年共に郵便貯金残高は上昇した。

45神山『明治経済政策史の研究』138 頁

46 大蔵大臣井上馨「貯蓄奨励に関する論達」（1898）、『東京経済雑誌』第931号掲載

47神山『明治経済政策史の研究』145 頁

-
- 48 逓信省『郵便貯金案内』(1905)、26 頁
- 49 大島清『日本恐慌史論 上』東京大学出版会(1952)、173 頁
- 50 「貯金すべき金を得るの方法は、種々ありましようが、先づ失費を少なくすること、天引して貯金すること、働き出すこととの三つの方法が、もっとも捷徑ちかみちであると思はれます…」逓信省『郵便貯金案内』2 頁
- 51 1900 年 4 年地方官会議、大蔵大臣松方正義「貯蓄奨励論」(『銀行通信録』第 175 号、1900 年 6 月、926 頁)
- 52 松方正義の「貯蓄奨励論」の中には当時政府が個人貯蓄に対して意識していた、社会保障機能・財政と民間の資金源・物価と正貨保有量の調整機能、こういった複数の目的すべてが記されている。
- 53 前述した、1898 年の井上馨大蔵大臣による「貯蓄奨励に関する諭達」を指す。
- 54 『銀行通信録』(1900.6) 第 175 号、926 頁
- 55 白井規矩稚『日本の金融機関』森山書店(1939)、142~143 頁
- 56 青木大三郎(大阪電信郵便局長)『学童貯金談』(1898)、1 頁
- 57 地方改良運動全体を俯瞰した先行研究としては、宮地正人『日露戦後政治史の研究—帝國主義形成期の都市と農村—』東京大学出版会(1973)がある。
- 58 1908 年 10 月地方長官会議、内務大臣平田東助訓示要旨(大霞会編『内務省史』第四巻(1971)、復刻 1980 年、358 頁)
- 59 1908 年 10 月 13 日 戊申詔書
「朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ対揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ
御名御璽 明治四十一年十月十三日」
- 60 総務庁統計局『日本長期統計総覧』第一巻、日本統計協会(1987)、表 2-18
梅村又次他『長期経済統計 2 労働力』東洋経済新報社(1988)、第 1・5・10 表
- 61 杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」
- 62 総務庁統計局『日本長期統計総覧』第一巻、表 2-18
梅村又次他『長期経済統計 2 労働力』第 1・5・10 表
- 63 『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』36 頁
- 64 大蔵大臣井上馨「貯蓄奨励に関する諭達」(1898)『東京経済雑誌』第 931 号掲載
- 64 神山『明治経済政策史の研究』145 頁
- 65 「貯蓄奨励に関する有楽会調査委員の意見」『銀行通信録』第 180 号(1900)
- 66 したがって同記事は、民間企業団体による記事であるが、論調は郵便貯金に対して好意的である。
- 67 杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」536 頁
- 68 逓信省『郵便貯金案内』(1905)、4~5 頁
- 69 逓信省『郵便貯金案内』4 頁
- 70 郵政省『郵政百年史資料 29 巻 郵政総合年表』吉川弘文館(1972)、52~53 頁
- 71 逓信省『郵便貯金案内』10 頁
- 72 逓信省『郵便貯金案内』10~11 頁
- 73 共同貯金の制度については詳細後述

-
- 74 逓信省『郵便貯金案内』6頁
- 75 マイエット『農業保険論』日本書籍(1890)
- 76青木『学童貯金談』14頁
- 77都倉義一「如何にして預金を吸収すべきや(続)」『東洋経済新報』第95号(1898)
- 78 「切手貯金実行の議」『東京経済雑誌』第931号(1898)、1269~1270頁
- 79 逓信省『郵便貯金案内』8~9頁
なお、切手貯金導入直後は切手貼付用台紙は無料配布であり、使用する切手の種類も限定されていなかった。
- 80杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」520頁
- 81もっとも、しばしばこの三種は、特別貯金という郵便貯金制度上の名称より、「規約貯金」の名称ですべてまとめて呼称されていた。更に「規約貯金」という名称と仕組みは、郵便貯金以外の民間金融機関でも使われる事があった。
- 82郵政省『郵政百年史資料29巻 郵政総合年表』(1972)、21頁
- 83 逓信省『郵便貯金案内』17頁
- 84 逓信省『郵便貯金案内』18頁
- 85 逓信省『郵便貯金案内』18~19頁
- 86 「勤儉貯蓄を奨励するの議」『教育時論』第541号(1900)、23頁
- 87 田井嘉藤次「小学校に於ける訓練的生活の系統」『教育時論』第541号(1900)、9~12頁
- 88 大橋重省「社会化したる小学校」『斯民』第一編第9号(1906)、10頁
- 89内務省『実験談 第二回地方改良事業講習会』(1909?) 120頁
- 90 大橋「社会化したる小学校」『斯民』第一編第9号、11頁
- 91 中川清『日本の都市下層』勁草書房(1985)、155頁
- 92 内務省『実験談』110頁
- 93 三島町役場『明治四十二年原議書綴込』所収の調査票より作成
- 94 逓信省内青木管督長宛三島三等郵便局局長渡辺壽太郎書簡草稿(1900.5.19)、三島三等郵便局『貯金奨励書』所収
- 95 この用紙濫用問題を解決するために、施行と同年の1900年の10月には、切手貯金台紙は切手を台紙に印字した状態、つまり切手料金で販売する仕様に変更された。(『郵政百年史資料29巻 郵政総合年表』55頁)
- 96 ちなみにこの三島の三等郵便局長は、1906年には彼個人の名義で、三島尋常小学校の学校基本金として金20円を寄附している。(三島町役場「第12号議案」、『明治三十九年度原案綴込』所収)
- 97 三島市立東小学校『開校八十年史』(手稿、1952?) 699~702頁
- 98 1899年時点でこの三等郵便局長の県税戸数割等級は10等(全28等中)である。戸数割税の総額内訳から推計すると、三島では町内全体の40%近くの所得を、1等から10等までの戸数、全体の5%の家計で保有していたという事になる。ジニ係数は0.5549。なお、三島町長は9等であった。(三島町役場「明治三十二年県税前半期戸数割等級表」より作成、『明治三十二年原案綴込』所収)
- 99 なお、三島三等郵便局に切手貯金預入を行った小学校は以下の通り。三島尋常小学校・三島高等小学校・長泉第一小学校・清水村第二尋常小学校・錦田村塚原小学校・富士岡村第一尋常小学校・長泉第二小学校・北上村佐野小学校・大場学校などである。記入名が一定していない事がしばしばあるので、重複・見逃した学校名も存在する可能性がある。なお三島尋常小学校・三島高等小学校の集団利用者の来訪は特に多い。
- 100三島市立東小学校『開校八十年史』295~298、411頁
三島郵便局『切手貯金預簿』明治33年8月~11月分

-
- 101 1903 年卒業生 221 人、1904 年卒業生 189 人（三島市立東小学校『開校八十年史』295～298 頁）
- 102 逓信省郵便貯金局『郵便貯金局郵便貯金事務史 第一編』（1910）、103～104 頁
- 103 三島郵便局『貯蓄奨励書』（表装表題には 1899 年とあるが、1904 年前後のものまでを含む書類綴込）所収
- 104 三島郵便局『局内貯金規約書』（1892）
- 105 三島郵便局「工女積立金規定」前掲『貯蓄奨励書』所収。作成年代不明、1899 年～1900 年のものと思われる。
- 106 三島三等郵便局「規約貯金特別取扱認可申請書」、『貯蓄奨励書』所収
- 107 三島郵便局『三島町相統講組合関係』（1917）
- 108 東京府農会『東京府西多摩郡戸倉村農事調査 附村是』（1907）102～103 頁、132 頁
- 109 内務省『実験談 第二回地方改良事業講習会』107 頁
- 110 杉浦「大衆的零細貯蓄機関としての郵便貯金の成立」537 頁
- 111 大川五兵衛・恩田万五郎『明治三十九年十一月 共同貯蓄集金簿』
- 112 前掲『実験談 第二回地方改良事業講習会』110 頁
- 113 村田宇一郎『地方改良之事例』中央報徳会(1926) 95～96 頁
- 114 三島三等郵便局「規約貯金特別取扱認可申請書」（無記名）『貯蓄奨励書』所収
- 115 1900 年 4 年大蔵大臣松方正義「貯蓄奨励論」演説（『銀行通信録』第 175 号（1900）、926 頁）
- 116 「郵便貯金の発達に就て」『東洋経済新報』第 582 号（1911）